



ガイドロボット
カートくん

令和 7 年度改訂版！

ステージ 1 が中学生に身近な飲み物を購入する買い物に変わったよ！

カートくんの買い物★なびげ～しょん

— 「消費者の権利と責任」の社会—

解説書

(授業展開例・ワークシート例付)

Stage	買い物をしよう!	考えよう!
1	どの飲み物を買う?	買い物の意味
2	どのTシャツを買う?	Tシャツにかく隠された事実
3	どのドライヤーを買う?	故障 誤使用 こしょう? こしょう? どうしよう!!

消費者の権利と責任



期待される3つの効果

批判的思考力が養える

買い物の疑似体験を通して、
商品を選択する力を養う

消費者の権利と責任の
考え方を身に付ける



東京都消費生活総合センター

はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校での ICT 環境整備、児童・生徒一人1台端末の導入を受けて、Web 上で学習できる消費者教育教材を作成しています。

平成 27 年度に作成した「カートくんの買い物★なびげ～しょんー『消費者の権利と責任』の社会ー」は、「日常の買い物を通じて、商品選択から消費者の権利と責任までを考える」ための教材です。作成にあたっては、「商品の情報を収集・整理し、目的に合った商品を適切に購入できるようになる」さらに「消費者の行動が環境や経済に与える影響を考える」ことを目的としました。具体的には、以下のとおりです。

【ねらい】

- 1 販売方法や支払方法が多様化する中、それぞれの特徴を理解し、適切に情報を収集できるようにする。
- 2 目的に合った商品を買うために情報を集め、比較検討できるようにする。
- 3 消費者の権利と責任を理解し、行動することの大切さに気付く。

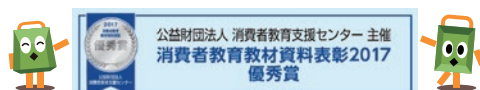
令和 7 年度は、ステージ 1 を中学生に身近な「飲み物」の購入とし、食生活から消費生活を考えられる設定に改訂を行いました。

【改訂したステージ 1 の特長】

- 1 「飲み物」を購入する疑似体験で、ラベルを見て成分表示などを確認し、販売方法を比較し、商品を購入することができる。
- 2 買い物の疑似体験の中で、売買契約、契約の概念を学ぶことができる。
- 3 消費者の意見が、法律の改正や企業の商品開発に反映された例を知ることができる。
- 4 食品ロス問題から、消費者の行動が、環境や社会に与える影響を考えることができる。

本教材は、Web 教材の特性を生かし、生徒がさまざまな情報を参考にしながら、商品の選択を疑似体験することを通じて、「消費者の権利と責任」についても学ぶことができるように構成しています。また、主に中学校の授業で活用されることに重点を置き、本解説書の他に指導者用資料（パワーポイント）も作成しています。学校での消費者教育がますます重要になる中、本教材が中学校での消費者教育の一助になれば幸いです。

令和 8 年 3 月 東京都消費生活総合センター



※「消費者教育教材資料表彰 2017」Web サイト部門で優秀賞を受賞

目次

1. 中学校における消費者教育

1. 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育 1
2. 東京都の公立中学校における消費者教育の取り組み 1

2. 教材紹介

1. 消費者教育 Web 教材の使い方 2
2. 消費者教育 Web 教材及び指導者用資料（パワーポイント）解説のポイント 4
3. 飲み物（販売方法）、T シャツ、ドライヤー商品の比較画面一覧表 11

3. 指導者のための押さえておきたい知識

1. 消費者市民社会と本教材の目標 12
2. 消費者を巡る状況と消費者関連法の歴史 14
3. 持続可能な社会とエシカル消費 16
4. 製品の安全性に関する基準 18

4. 授業展開例及びワークシート

1. 中学校における消費者教育の指導計画例 20
2. 消費者教育 Web 教材を活用した授業展開例及びワークシート 22

1. 消費者教育の推進に関する法律と中学校における消費者教育

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成24年12月13日に施行されました。同法の規定に基づき、消費者教育の推進に関する基本的な方針が定められ、全ての国民は消費者であることから、誰もが、生涯を通じて、さまざまな場で、消費者教育を受けることができるよう消費者教育を推進することが求められています。

また、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行されました。成年年齢の引下げによって、18歳から保護者の同意を得ずに、さまざまな契約ができるようになったことなどから、若者が消費者トラブル等に巻き込まれる可能性が高くなることが懸念されています。中学校段階においても、合理的意思決定ができ、被害に遭わない消費者及びより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成を目指し、消費者教育の機会をより一層充実させていくことが重要です。

中学校の学習指導要領(平成29年告示)では、後掲の【表】のとおり、総則、社会、技術・家庭、特別の教科 道徳で、消費者教育に関する内容が示されています。学校教育において、学習指導要領に基づき、生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育に関する指導の充実が求められています。

【表】

総則	第2 教育課程の編成 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
社会	第2 各分野の目標及び内容 [公民的分野] 2 内容 A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み ア (1) イ (7) B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 ア (7) (ウ) イ (1) (2) 国民の生活と政府の役割 ア (7) イ (7) C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ア (7) 3 内容の取扱い (3) 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1) については、次のとおり取り扱うものとする。 (イ) イの (7) の「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと。<後略> イ (2) については、次のとおり取り扱うものとする。 (7) アの (7) の「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。
技術・家庭	第2 各分野の目標及び内容 [家庭分野] 2 内容 C 消費生活・環境 (1) 金銭の管理と購入 ア (7) (1) イ (2) 消費者の権利と責任 アイ (3) 消費生活・環境についての課題と実践 ア 3 内容の取扱い (4) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うものとする。 イ (1) については、中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。アの (7) については、クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。
特別の教科 道徳	第2 内容 A 主として自分自身に関すること [節度、節制] C 主として集団や社会との関わりに関すること [遵法精神、公德心]

「学習指導要領における消費者教育に関する主な内容(抜粋)」(文部科学省ホームページ)を基に作成

2. 東京都の公立中学校における消費者教育の取り組み

「東京都教育ビジョン(第5次)」(令和6年3月)では、「基本的な方針4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育」の「施策展開の方向性⑩ SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成」において、主権者として社会に参画する能力の育成を掲げています。学習指導要領において位置付けられている消費者教育に関する内容について、全ての学校でその意義を踏まえた適切な指導が行われるよう指導・助言するとともに、東京都消費生活総合センターが作成した教材や外部講師の活用を促し、消費者教育を推進しています。

1. 消費者教育 Web 教材の使い方

批判的思考

買い物の疑似体験を通して、商品を選択する力を養う

	概要	活用例
<p>1</p> <p>どの飲み物を 買う?</p> 	<p>お楽しみ会用に自分で選択した飲み物を購入します。</p> <p>①小売店、②コンビニエンスストア、③スーパーマーケット、④インターネット販売、⑤自動販売機の5つの販売方法を比較検討し購入方法を選択します。</p> <p>各店舗の特徴や支払方法等に応じて、販売方法を選択する力を養います。</p> <p>【キーワード】 販売方法、支払方法、ネット通販、前払い、即時払い、後払い、二者間契約と三者間契約、売買契約、契約</p> <p>授業展開例付 → 解説書 P22</p> 	
<p>2</p> <p>どのTシャツを 買う?</p> 	<p>①「普段着用」、②「運動用」、③「ボランティア活動のユニフォーム」、④「移動教室用」などの目的と予算を、Web上のくじで決定します。</p> <p>設定された条件の範囲内で、4種類のTシャツを比較検討し、自分なりの考えで1つの商品を選択します。表示から商品の背景まで考えた、奥行きのある思考力を養うことができます。</p> <p>【キーワード】 品質表示、洗濯絵表示、縫い目、環境に関するマーク</p> 	
<p>3</p> <p>どのドライヤーを 買う?</p> 	<p>3つのタイプのヘアドライヤー（値段はすべて4,000円）を、安全性や機能性を比較検討しながら、自分なりの考えで1つの商品を選択します。製品安全や機能面から、選択の理由を考える学習が可能です。</p> <p>【キーワード】 安全性、機能性、保証書、安全に関するマーク</p> 	

「時間がないから1ステージだけ」、「必要な内容をまとめた前半だけ」、「消費者の権利と責任に絞ってまとめだけ」、など、それぞれの先生の授業計画に合わせて、必要な場面だけを使った授業が可能です！



ぼくが案内するよ！

ガイドロボット
カートくん

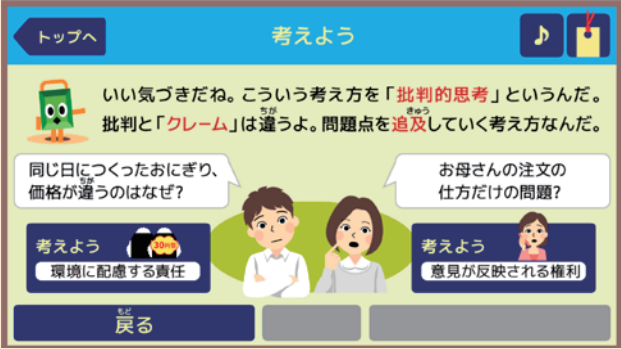

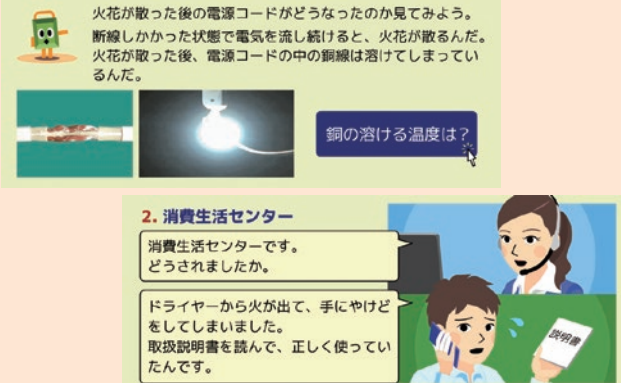


本教材は、消費者教育を目的とした使用に限ります。営利を目的とした使用は一切禁止します。指導者用資料（パワーポイント）の利用については、現在提供している画面の改変はしないでください。「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



期待される3つの効果

力が養える

消費者の権利と責任の考え方を身に付ける

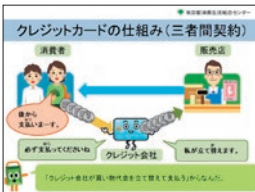
	概要	活用例
<p>1</p> <p>買い物の意味</p>		<p>前半の疑似体験も含めて、「これまでの買い物で気になったことはあるか。」との問いから、買い物(消費行動)と社会のつながりを考えます。</p> <p>食品ロス問題から「環境に配慮する責任」、ネット通販の法改正と企業の改良製品例から「意見が反映される権利」を具体的に考えていきます。</p> <p>【キーワード】 批判的思考、買い物は投票行動、環境に配慮する責任、エシカル消費、意見が反映される権利、最終確認画面</p> 
<p>2</p> <p>Tシャツに隠された真実</p>		<p>「カートくんが持っているTシャツ」を素材に、商品の背景を考える学習ができます。インドのコットン畑で働く生産者の様子を動画で視聴するなど、概念的なエシカル消費をビジュアルで学習することができます。世界に視野を広げながら、「持続可能な社会」の在り方を考えます。</p> <p>【キーワード】 持続可能、買い物は投票行動、エシカル消費、フェアトレード、オーガニックコットン、環境に関するマーク</p> <p>授業展開例付 → 解説書 P24</p> 
<p>3</p> <p>「もしも...」</p>		<p>「ドライバーから火花が散ってやけどをしてしまった」事例を基に、「なぜ事故が起こったのか」学習し、どうしたら製品事故を起こさないかを考えます。</p> <p>製品の安全性を通して、消費者には「補償を受ける権利」や、「主張し行動する責任」があることなどを学習できます。</p> <p>【キーワード】 製品事故、誤使用、取扱説明書、製造物責任法 (PL法)、製品安全に関するマーク、消費生活センター</p> <p>授業展開例付 → 解説書 P26</p> 
<p>まとめ</p>		<p>各ステージで学ぶ「消費者の8つの権利と5つの責任」を、まとめて学習することができます。</p> 

2. 消費者教育 Web 教材及び指導者用資料 (パワーポイント) 解説のポイント

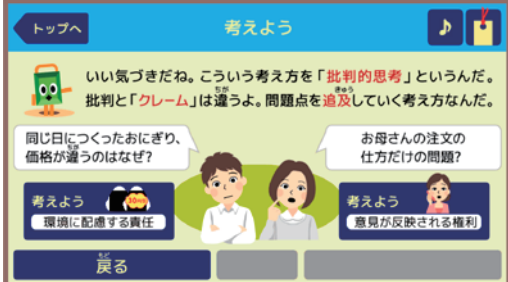

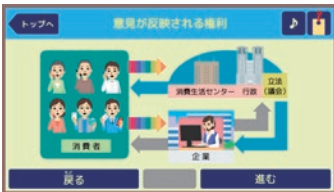

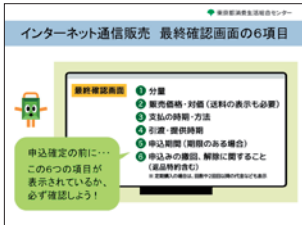
(1) ステージ1 どの飲み物を買う？

※ワークシートは Web サイトからダウンロードできます。

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
ワークシート	<p>1. 以下の選択肢から選んだ商品1つに○を付け、思いつく販</p> <p>Tシャツ、靴、ノート、お菓子、(ノートの場合)</p> <p>ジュース、その他()</p>	<p>衣服、文具、お菓子、飲み物など、身近なものをどこで買っているか考えます。</p> <p>意見を交換して「これから販売方法と支払い方法の授業をする」ことを伝えます。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">P23 ワークシート参照</p>
消費者教育 Web 教材	    	<p>お楽しみ会用の飲み物を選択します。</p> <p>「表面をみる」「情報表示をみる」をクリックしたり、拡大したりして、アレルギー表示など、食生活で学んだ表示の確認をして選択するよう伝えま</p> <p>す。</p> <p>「見る」ボタンから、5つの販売方法を確認し、飲み物をどこで買うか選択します。選択にあたり、必要な情報をワークシートに整理するよう伝えま</p> <p>す。</p> <p>数量を入力し、合計額を計算します。スーパーマーケットでは、一部特価品もあります。</p> <p>「決定」ボタンを押すと、「これください」との表示が出て、売買契約成立のタイミングを学ぶことができます。</p>  <p>ボタン、またはイラストから支払い方法を選択します。そのお店で使える支払い方法のみ選択できます。中学生が持つことのできないクレジットカードについては、概要の説明をしています。</p> <p>「売買契約」の画面から、契約の概念を学ぶことができます。</p> <p>契約についてと売買契約の返品・交換について、クイズを使って、理解を深めることもできます。</p>


ワークシート 指導者用資料 (パワーポイント)	4. 店舗販売と無店舗販売の特徴(メリット・デメリット)を書きましょう。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>店舗販売</th> <th>無店舗販売</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メリット</td> <td>- 商品を直接手に取って、他の商品と比較できる。 - 店員から説明してもらうことができる。</td> <td>- 店舗まで出かける必要がなく、遠い店舗のものも購入できる。</td> </tr> <tr> <td>デメリット</td> <td>- 営業時間内に店舗まで出かける必要と購入できない。</td> <td>- 商品を直接見たり、試したりすることができない。 - 送料がかかることが多い。</td> </tr> </tbody> </table>		店舗販売	無店舗販売	メリット	- 商品を直接手に取って、他の商品と比較できる。 - 店員から説明してもらうことができる。	- 店舗まで出かける必要がなく、遠い店舗のものも購入できる。	デメリット	- 営業時間内に店舗まで出かける必要と購入できない。	- 商品を直接見たり、試したりすることができない。 - 送料がかかることが多い。				
	店舗販売	無店舗販売												
メリット	- 商品を直接手に取って、他の商品と比較できる。 - 店員から説明してもらうことができる。	- 店舗まで出かける必要がなく、遠い店舗のものも購入できる。												
デメリット	- 営業時間内に店舗まで出かける必要と購入できない。	- 商品を直接見たり、試したりすることができない。 - 送料がかかることが多い。												
	5. 支払い方法について()の中に当てはまる言葉と支払い例を書きましょう。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前払い</th> <th>(即時) 払い</th> <th>(後) 払い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>方法</td> <td>前もってカードや券を買ったり、カードにチャージをしたりして代金を支払う。</td> <td>買うとする商品と引き換えに、その場で代金を支払う。</td> <td>商品を先に手に入れ、期日までに一括もしくは分割で支払う。</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td>プリペイドカード型電子マネー 交通系ICカード、商品券、ギフトカードなど</td> <td>現金 デビットカードなど</td> <td>クレジットカード 公共料金、携帯電話の使用料など</td> </tr> </tbody> </table>		前払い	(即時) 払い	(後) 払い	方法	前もってカードや券を買ったり、カードにチャージをしたりして代金を支払う。	買うとする商品と引き換えに、その場で代金を支払う。	商品を先に手に入れ、期日までに一括もしくは分割で支払う。	例	プリペイドカード型電子マネー 交通系ICカード、商品券、ギフトカードなど	現金 デビットカードなど	クレジットカード 公共料金、携帯電話の使用料など	店舗販売・無店舗販売のメリット・デメリット、支払い方法の特徴を整理することができます。
	前払い	(即時) 払い	(後) 払い											
方法	前もってカードや券を買ったり、カードにチャージをしたりして代金を支払う。	買うとする商品と引き換えに、その場で代金を支払う。	商品を先に手に入れ、期日までに一括もしくは分割で支払う。											
例	プリペイドカード型電子マネー 交通系ICカード、商品券、ギフトカードなど	現金 デビットカードなど	クレジットカード 公共料金、携帯電話の使用料など											
			 <p>P23 ワークシート参照</p>											

(2) ステージ 1 買い物の意味

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
消費者教育 Web 教材	  	<p>前半の疑似体験も含めて、「これまでの買い物で気になったことはあるか。」との問いから、買い物(消費行動)と社会のつながりを考えます。</p> <p>食品ロス問題から環境への配慮を考えるコース、消費者の意見が行政や企業に届き社会がよりよくなることを考えるコースを選ぶことができます。</p>
指導者用資料 (パワーポイント)	 	<p>補足したい内容は、指導者用資料を用いて解説することも可能です。</p>
ワークシート	<p>6. 買い物(消費行動)は、個人の満足だけでなく、社会につながっています。「自立した消費者」として自分ができること、どのように行動していきたいか、考えて書きましょう。</p> <p>何気なくしている買物が、いろいろな形で社会とつながっていると感じた。消費者に環境に配慮する責任のなかに、日本の食品ロスの多さを知った。食べ残さない、食材を無自分でもできることはあると思ったので、できることから実践していきたい。</p>	<p>これまでの学習を通して、「自立した消費者」として、自分ができることやどのように行動していきたいか、考えて記入します。</p>

(3) ステージ2 どのTシャツを買う？

※ワークシートは Web サイトからダウンロードできます。

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
ワークシート	<p>1. 次の商品を買うときに、どのような情報を基準に選びますか。 以下の選択肢から選んだ商品1つに○を付け、選択の基準をすべて書きましょう。</p> <p>Tシャツ、アイスクリーム、 （① 華箱、その他）</p> <p>① 値段、持ち運びしやすいか（重いか軽い）、大きい しまえる量の多さ、デザイン（かっこいい、かわいい）</p>	<p>Tシャツ、アイスクリームなど中学生がよく買う商品を取り上げ、商品を選択する基準をワークシートに記入させます。</p>
消費者教育 Web 教材	 <p>体祭で着るおそろいのTシャツを買う。 予算 3000円</p> <p>目的に合ったTシャツを購入してね。</p> <p>ガイドロボット カートくん 衣料品売り場へ</p> <p>① セール品 (特別価格) お買い得品 ② 快適サラサラタイプ 遠征隊 世界初の新技術 ③ ベーシックタイプ ④ エシカル (環境社会配慮型) Ethical Fashion</p> <p>② 快適サラサラタイプ</p> <p>友だちの 見ると比較</p> <p>友だちの 見ると比較</p> <p>① セール品(特別価格) CLICK ② 快適サラサラタイプ CLICK ③ ベーシックタイプ CLICK ④ エシカル(環境社会配慮型) CLICK</p> <p>×とじる</p>	<p>Web 教材を見て、ショッピングストアで、目的に合ったTシャツを購入するように伝えます。目的は、Web 上のくじで決定します。</p> <p>Tシャツは、セール品、快適サラサラタイプ、ベーシックタイプ、エシカル（環境社会配慮型）の4種類です。</p> <p>それぞれのTシャツについて 見る 比較 友だちの 評判 をクリックしながら必要な情報を収集し、ワークシートに書き込むように伝えます。（情報の一覧表は別シートとして配布することも可能です。）</p> <p>P11 一覧表参照</p> <p>Tシャツを購入したら、選んだ理由を記入するように伝えます。発表したり、話し合った後、気付いたことを書くように伝えます。</p>
指導者用資料 (パワーポイント)	<p>東京都消費生活総合センター</p> <p>取り扱い絵表示</p> <p>値段 1,800円 色 サイズ S/M/L</p> <p>このTシャツの取り扱い絵表示の意味は、 どういう意味かな？</p> <p>取り扱い絵表示(例)</p> <p>洗濯機で弱い洗濯ができる。(上服濃縮40℃) 酸素系漂白剤のみ使用可能。 アイロンがかけられる。(120℃まで) ドライクリーニングできない。 日陰のつり干しがよい。 タンブル乾燥はできない。</p>	<p>画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを映し出し、一覧表を見ながら情報を整理したり、必要に応じ、既製服に記載されている組成表示、取り扱い絵表示などを解説します。</p>
ワークシート	<p>5. 今日の学習を振り返り、これからの生活に生かしたいことを書きましょう。</p> <p>環境配慮型を選ぶのが一番良いとも思ったけれど、目的によっては別のタイプのTシャツの方が良い場合があると感じた。洗濯表示の意味がよく分からなかったので、家に帰っている洋服のタグをよく見てみたいと思った。</p>	<p>今日の学習を振り返り、これからの生活に生かしたいことを記入させます。</p>

(4) ステージ2 Tシャツに隠された事実



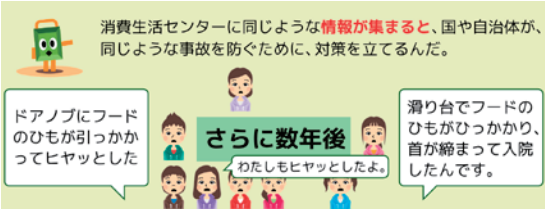
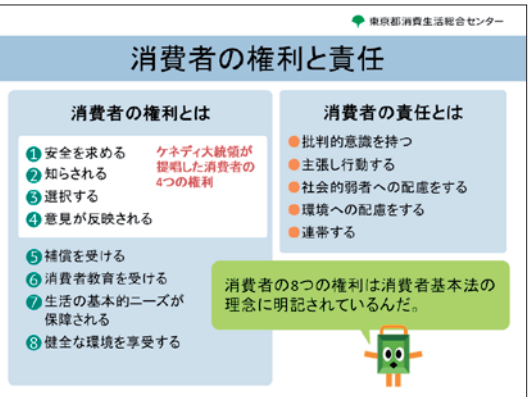
項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
ワークシート	<p>1. 「持続可能な社会」を実現するために、必要な事柄は何かキーワード</p> <p>環境に優しい生活、省エネルギー、ごみを出さない生活、地球温暖化防止、リサイクル など</p>	<p>「持続可能な社会」を実現するために必要な事柄は何か、キーワードをワークシートに記入させます（複数可）。</p> <p>P25 ワークシート参照</p>
消費者教育 Web 教材		<p>Web 教材を見て、各項目のキーワードをワークシートに記入しながら進めるように伝えます。</p> <p>価格が同じ商品でも、その内訳は企業の努力や考え方で変わってくることを説明したり、カートくんが選んだTシャツのように、商品の原料代が約1%という商品があることを紹介したりして、Tシャツに潜む問題点を考えていきます。</p> <p>ビデオでは、インドの児童労働の様子、農業による問題点について学習します。</p>
ワークシート	<p>5. これまでの「消費生活と環境」の学習を振り返り、「持続可能な社会」を実践するために、これから自分ができていることを書きましょう。</p> <p>私は今まで省エネを心がけてきたが、今日の学習で自分が購入している商 しれないことを初めて知った。これからは商品を買うときに、フェアトレード</p>	<p>「持続可能な社会」の構築に向けて、自分や家族、企業ができることは何か、各班で話し合います。</p> <p>P25 ワークシート参照</p>
消費者教育 Web 教材		<p>ワークシートの答えを解説しながら、必要に応じて、フェアトレード、オーガニックコットンについて解説します。</p>
ワークシート	<p>4. 発表したり、話し合った後、気付いたことを書きましょう。</p> <p>もしかしたら、自分たちが着ているTシャツを製造している人が農業で健康を崩 フェアトレードの商品を買うことは、製造者に正当な賃金を支払うことができる。 フェアトレードの商品は高いと聞いた。お小遣いで買えるか心配だと思った。</p>	<p>身近な「消費生活と環境」の学習を振り返り、総まとめの感想を記入させます。</p> <p>P25 ワークシート参照</p>

(5) ステージ3 どのドライヤーを買う？

※ワークシートは Web サイトからダウンロードできます。

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
ワークシート	<p>1. 次の商品を買うときに、どのような情報を基準に選びますか。 以下の選択肢から選んだ商品1つに○を付け、選択の基準をすべて書きましょう。</p> <p>○自転車、ドライヤー、電子辞書、日焼け止めクリーム、制汗シート、その他（ 価格、家族のアドバイス、お店の人のアドバイス、友だちが乗っているから 機能（ギアチェンジができる）、デザイン（ハンドルの形、流行のフレーム）</p>	<p>自転車、ドライヤー、日焼け止めクリームなどの中学生に身近な商品を取り上げ、商品を選択する基準をワークシートに記入させます。</p>
消費者教育 Web 教材		<p>Web 教材を見て、家電ストアで、ドライヤーを購入してくるように伝えます。</p> <p>それぞれのドライヤーについて 見る 回転 機能性 保証書 をクリックしながら必要な情報を収集し、ワークシートに書き込むように伝えます。（情報の一覧表は別シートとして配布することも可能です。）</p> <p style="text-align: right;">P11 一覧表参照</p> <p>ドライヤーを購入したら、選んだ理由を記入するように伝えます。発表したり、話し合った後、気付いたことをワークシートに記入させます。</p>
指導者用資料 (パワーポイント)		<p>画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを映し出し、一覧表を見ながら情報を整理したり、必要に応じ、安全に留意した商品の選び方などを解説します。</p>
ワークシート	<p>4. 今日の学習を振り返り、これからの生活に生かしたいことを書きましょう。</p> <p>今日の授業で勉強するまでは、ドライヤーについては重さと値段くらいしか 安全に関するマークがあることも初めて知ったので、これからは商品のかっ でなく、マークや安全性についても考えて選ばないといけないと思った。</p>	<p>今日の学習を振り返り、これからの生活に生かしたいことを記入させます。</p>

(6) ステージ3 こしょう（故障）？ごしょう（誤使用）？どうしよう！！









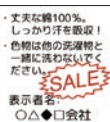
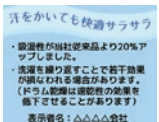
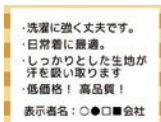







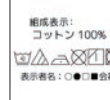

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
指導者用資料 (パワーポイント)	 <p>東京都消費生活総合センター</p> <p>電子レンジから火が出た！</p>	<p>生活の中で「ヒヤリ・ハット」した事例がないか思い出させます。</p> <p>2枚の写真を見せながら、「正しく使用することが重要である」ことに気付かせます。</p>
消費者教育 Web 教材	 <p>電源コードから火花が散る(スパーク) 実験映像を見てみよう。</p> <p>ビデオを観る</p> <p>NITE提供 ドライヤーの使い方 (1分58秒)</p>  <p>総合セゲーム 商品とマークの正しい組み合わせはどれかな？ 商品を当てはまるマークまで動かしてみよう。</p> <p>英語で言うと…… Safety ○○</p>  <p>消費生活センターに同じような情報が集まると、国や自治体、同じような事故を防ぐために、対策を立てるんだ。</p> <p>ドアノブにフードのひもが引っかかってヒヤッとした</p> <p>さらに数年後</p> <p>わたしもヒヤッとしたよ。</p> <p>滑り台でフードのひもが引っかかり、首が締まって入院したんです。</p>	<p>Web教材「どうして事故が起こるのか考えてみよう」を疑似体験しながら、事故の原因や事故が起こらないためにはどうしたらよいか、ワークシートに記入させます。</p> <p>P27 ワークシート参照</p> <p>Web教材「企業の責任を考える」を見ながら、各項目のキーワードをワークシートに記入させます。</p> <p>P27 ワークシート参照</p> <p>Web教材「君の力で社会を動かす」の「消費生活センターに相談してみよう」を見ながら、自分ならどうするかワークシートに記入させます。</p> <p>P27 ワークシート参照</p>
指導者用資料 (パワーポイント)	 <p>東京都消費生活総合センター</p> <p>消費者の権利と責任</p> <p>消費者の権利とは</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全を求める ② 知らされる ③ 選択する ④ 意見が反映される ⑤ 補償を受ける ⑥ 消費者教育を受ける ⑦ 生活の基本的ニーズが保障される ⑧ 健全な環境を享受する <p>ケネディ大統領が提唱した消費者の4つの権利</p> <p>消費者の8つの権利は消費者基本法の理念に明記されているんだ。</p> <p>消費者の責任とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 批判的意識を持つ ● 主張し行動する ● 社会的弱者への配慮をする ● 環境への配慮をする ● 連帯する 	<p>画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを映し出し、消費者の権利と責任を解説します。ワークシートの()に当てはまる言葉を記入させます。</p>
ワークシート	<p>6. 今回の学習を通して、「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ことができるのか、考えてみましょう。</p> <p>製品を正しく使うことが、まず一番大切なことだと感じた。それでもに相談したり、メーカーや販売店にきちんと伝えて、原因を調べてくれたトラブルを正確に伝えるための行動を起こすことが、自分や家族なのだと分かった。</p>	<p>今回の学習を通して、「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ために、普段の生活でどのようなことができるのか、考えさせます。</p> <p>P27 ワークシート参照</p>

(7) まとめ 消費者の権利と責任

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント																														
<p>消費者教育 Web 教材</p>		<p>「消費者の権利と責任」とは何かを Web 教材で学習するように伝えます。</p>																														
<p>ワークシート</p>	<p>1. 消費者の権利と責任について、() に当てはまる言葉を書きましよう。 消費者の権利とは、1962年のケネディ大統領による「消費者の4つの() 権 際消費者機構(CI)による「消費者の8つの() 権利」と5つの() 責任 れてきた。 日本でも、2004年に成立した消費者基本法に「消費者の8つの() 権利」。</p>	<p>ワークシートの() に答えを埋めさせながら、「消費者の権利と責任」とは何かを説明します。</p> <p style="text-align: right;">P29 ワークシート⑦参照</p>																														
<p>消費者教育 Web 教材</p>		<p>「消費者の権利と責任」の町に記載された8つの権利と5つの責任のうち、学習してみたいところをクリックして、それぞれの権利と責任の内容を確認させます。 ステージ1～3の場面における「消費者の権利と責任」に関連する部分が再現されるようになっています。</p>																														
<p>ワークシート</p>	<p style="text-align: right;">※①②③④は、ケネディの4つの権利</p> <table border="1" data-bbox="347 1406 895 1659"> <thead> <tr> <th>消費者の8つの権利</th> <th>身近な例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①(安全)を求めるとの権利</td> <td>安全なドライヤーを使うことができる。</td> </tr> <tr> <td>②(知らされる)の権利</td> <td>本屋の店員が、本の特徴を教えてくれる。</td> </tr> <tr> <td>③(選択する)の権利</td> <td>いろいろな店やいろいろな商品を、選んで買うことができる。</td> </tr> <tr> <td>④(意見)が反映される権利</td> <td>ヨーグルトやペットボトルなどの製品が消費者の声を聞いて改良される。</td> </tr> <tr> <td>⑤(補償を受ける)の権利</td> <td>正しく使っていたにもかかわらず、製品が原因でけがをしたら、企業に治療費を負担してもらえらる。</td> </tr> <tr> <td>⑥(消費者教育)を受ける権利</td> <td>消費者教育 Web 教材で、「消費者の権利と責任」の勉強をする。</td> </tr> <tr> <td>⑦生活の(基本的ニーズ)が保障される権利</td> <td>食料、水などの生活必需品が、いつでも好きな時に手に入る。</td> </tr> <tr> <td>⑧健全な(環境)を享受する権利</td> <td>農薬の大量使用を禁止し、土地や人間が悪影響を受けることがないようにする。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="347 1682 895 1850"> <thead> <tr> <th>消費者の5つの責任</th> <th>身近な例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(批判的意識)を持つ責任</td> <td>商品の背景の理由を調べ、自分の言葉で説明できるようになる。</td> </tr> <tr> <td>(主張し行動)する責任</td> <td>商品の不具合を見つけた時に、企業に理由を言って交換してもらう。</td> </tr> <tr> <td>(社会的弱者)への配慮をする責任</td> <td>途上国の生活を意識して、フェアトレードの商品を購入する。</td> </tr> <tr> <td>(環境)への配慮をする責任</td> <td>環境に負荷のかからない方法で作られた商品を購入する。</td> </tr> <tr> <td>(連帯)する責任</td> <td>「ヒヤリ・ハット」したことを相談窓口へ情報提供することで、ほかの消費者のトラブル防止につなげる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ために、普段の生活でどのようなことができるのか、考えてみましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>商品を買うときには、どうやって作られてきた商品なのかをよく考えて買うかどうかを決めることが、消費者の責任を果たすことだと思った。また買った商品で事故が起きたときは、原因をよく調べて、単なる悪口ではない、正確な情報を、企業や行政に伝えることも大きな責任だと思った。それが自分以外の人たちの役に立つし、社会をよえることにもつながると思った。一人ひとりのこうした行動によって、安全な商品を選択したり、環境や生活のニーズが守られる権利につながると思う。そのために、消費者教育の教材で学ぶ権利もあるのだと感じた。</p> </div>	消費者の8つの権利	身近な例	①(安全)を求めるとの権利	安全なドライヤーを使うことができる。	②(知らされる)の権利	本屋の店員が、本の特徴を教えてくれる。	③(選択する)の権利	いろいろな店やいろいろな商品を、選んで買うことができる。	④(意見)が反映される権利	ヨーグルトやペットボトルなどの製品が消費者の声を聞いて改良される。	⑤(補償を受ける)の権利	正しく使っていたにもかかわらず、製品が原因でけがをしたら、企業に治療費を負担してもらえらる。	⑥(消費者教育)を受ける権利	消費者教育 Web 教材で、「消費者の権利と責任」の勉強をする。	⑦生活の(基本的ニーズ)が保障される権利	食料、水などの生活必需品が、いつでも好きな時に手に入る。	⑧健全な(環境)を享受する権利	農薬の大量使用を禁止し、土地や人間が悪影響を受けることがないようにする。	消費者の5つの責任	身近な例	(批判的意識)を持つ責任	商品の背景の理由を調べ、自分の言葉で説明できるようになる。	(主張し行動)する責任	商品の不具合を見つけた時に、企業に理由を言って交換してもらう。	(社会的弱者)への配慮をする責任	途上国の生活を意識して、フェアトレードの商品を購入する。	(環境)への配慮をする責任	環境に負荷のかからない方法で作られた商品を購入する。	(連帯)する責任	「ヒヤリ・ハット」したことを相談窓口へ情報提供することで、ほかの消費者のトラブル防止につなげる。	<p>「消費者の権利と責任」の学習内容をワークシートに記入させます。話し合った内容をまとめ、発表することで学級全体への共有化を促します。</p> <p style="text-align: right;">P29 ワークシート⑦参照</p>
消費者の8つの権利	身近な例																															
①(安全)を求めるとの権利	安全なドライヤーを使うことができる。																															
②(知らされる)の権利	本屋の店員が、本の特徴を教えてくれる。																															
③(選択する)の権利	いろいろな店やいろいろな商品を、選んで買うことができる。																															
④(意見)が反映される権利	ヨーグルトやペットボトルなどの製品が消費者の声を聞いて改良される。																															
⑤(補償を受ける)の権利	正しく使っていたにもかかわらず、製品が原因でけがをしたら、企業に治療費を負担してもらえらる。																															
⑥(消費者教育)を受ける権利	消費者教育 Web 教材で、「消費者の権利と責任」の勉強をする。																															
⑦生活の(基本的ニーズ)が保障される権利	食料、水などの生活必需品が、いつでも好きな時に手に入る。																															
⑧健全な(環境)を享受する権利	農薬の大量使用を禁止し、土地や人間が悪影響を受けることがないようにする。																															
消費者の5つの責任	身近な例																															
(批判的意識)を持つ責任	商品の背景の理由を調べ、自分の言葉で説明できるようになる。																															
(主張し行動)する責任	商品の不具合を見つけた時に、企業に理由を言って交換してもらう。																															
(社会的弱者)への配慮をする責任	途上国の生活を意識して、フェアトレードの商品を購入する。																															
(環境)への配慮をする責任	環境に負荷のかからない方法で作られた商品を購入する。																															
(連帯)する責任	「ヒヤリ・ハット」したことを相談窓口へ情報提供することで、ほかの消費者のトラブル防止につなげる。																															

3. 飲み物（販売方法）、Tシャツ、ドライヤー商品の比較画面一覧表

選んだお店に チェックを入れよう	店舗販売			無店舗販売	
	□小売店	□コンビニエンスストア	□スーパーマーケット	□インターネット販売	□自動販売機
					
価格	140円	160円	最安値 120円	90円 + 600円 購入は24本から	180円
追加情報 店の様子	営業時間 10:00~20:00 事前予約・配達可能	営業時間 24H営業 商品種類・商品 数は少ない	営業時間 10:00~21:00	いつでも買える。 使用場所への配達が可能 配達日時指定可 返品・交換不可	身近にある。 いつでも買える。
支払い方法	現金	現金 交通系IC コード決済	現金 交通系IC コード決済 クレジットカード払い	代金引換 コンビニ店頭支払い クレジットカード払い	現金 交通系IC

選んだTシャツに チェックを入れよう	□セール品(特別価格)	□快適サラサラタイプ	□パーシクタイプ	□エシカル(環境社会配慮型)
				
価格	780円	1,800円	1,800円	2,500円
色				
				
裾の縫い方	 1本針オーバーロック	 三つ折り縫い	 2本針オーバーロック	 テープ(ミンステッチ)
洗濯給表示				
友達の評判	<ul style="list-style-type: none"> ・かわいいデザインだったよ。 ・去年欲しかったものが安く買えたよ。 ・洗濯したら色落ちしたよ。 ・3回しか洗濯していないのに型崩れしてしまったよ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・汗をかいてもべたつかないよ。 ・洗濯すると乾くのが早いね。 ・普通のシャツより薄い感じがしたな。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生地がしっかりしているね。 ・定番商品だからいつでも買えるよ。 ・シンプルなものが多いね。 ・もう少し安いと2枚買えるのに。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然な色が多いけど、他の色も選べるといいな。 ・農業を使わないから、生産者の健康や自然環境を守ることに繋がっているんだって。

選んだドライヤーに チェックを入れよう	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
				
価格	4,000円			
安全性	プロテクタ			
	安全マークと警告表示	本体には 警告表示なし 	 	 
	吸込口と吐出口			
機能性	宣伝文句	おしゃれなシンプルデザイン	持ちやすいこだわり設計	ホコリが入らない安全設計
	消費電力(W)	1,300	1,200	1,200
	風量/温度調節	3段階/COOL有	3段階/COOL有	3段階/HOT-WARM-COOL有
	音量(dB)	50(TURBO使用時)	52(TURBO使用時)	65(TURBO使用時)
	重さ(g)	500	650	450

3. 指導者のための押さえておきたい知識

1. 消費者市民社会と本教材の目標

消費者教育推進法（平成24年。以下「推進法」）が制定され、消費者教育が定義されて、個々の消費者の安全・安心から消費者市民社会の形成への参画という“行動”にまで広がりました。変化する社会にあって、消費者市民社会という概念の浸透、法令の改正等、それに伴う「消費者の権利と責任」を分かりやすく具体的に示すことを主眼に改訂を加え、本教材の充実を図る内容としました。

(1) 消費者市民社会の形成と学校教育

消費者基本法（平成16年改正。以下「基本法」）は、「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援すること」を定めています。推進法成立までは、消費者教育は、消費者被害防止や商品の安全に関する知識を提供すること等、個人の安全・安心の確保が主な対象でした。しかし、消費者教育が「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」と定義されたことで、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育」へと対象が広がりました。学校教育においても、個々の子供たちの「生きる力」を育むという観点から消費者市民社会への参画を促すことは、有為な社会の形成者を育てるためにも必要であり、初等中等教育において、学習指導要領における消費者教育に関する教育内容の充実を反映した授業が期待されています。また、令和4（2022）年に施行された民法の成年年齢下げを踏まえ、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性の理解と、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を身に付けることが求められています。

さて、「消費者市民社会」という言葉は、推進法で「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義されています。これを受け、「国内のみならず国境を越えた他国の人々や、時間を越えた子孫のことまで考慮した選択を行うこと」、「社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与すること」と、消費者教育の範囲も拡大しました。本教材もこの考えに沿ったステージが構成されています。「自分は被害に遭わないから大丈夫」から「消費生活に関する問題は、自分だけでなく社会全体の問題」へと、視野を社会全体に広げ、実践へと導き、さらに充実を図ることがこれからの消費者教育の課題となります。

(2) 消費者市民社会の形成に向けた消費者の行動

国は、消費者市民社会において求められる消費者像及び消費者教育について、イメージマップ（「消費者教育の体系イメージマップ」）を示して、ライフステージ（幼児期～高齢者）ごとに、身に付ける内容（消費者市民社会の構築、商品等の安全、生活の管理と契約、情報とメディア等）をまとめています。

このうち、他の領域の基盤といえるものが、「消費者市民社会の構築」です。また、この基盤をもとに、他の領域で具体的な行動を学ぶことで、消費者市民社会における消費者像を、より具体的にイメージすることができます。本教材では、「飲み物」、「Tシャツ」、「ドライヤー」を事例に、日常の買い物を疑似体験するなかで商品を選択する背景となる知識を身に付け（各ステージ前半）、さらに、「消費者の権利と責任」へ意識を向ける思考につなげていく（各ステージ後半）構成となっています。

イメージマップにおける中学生期に関する領域の目標

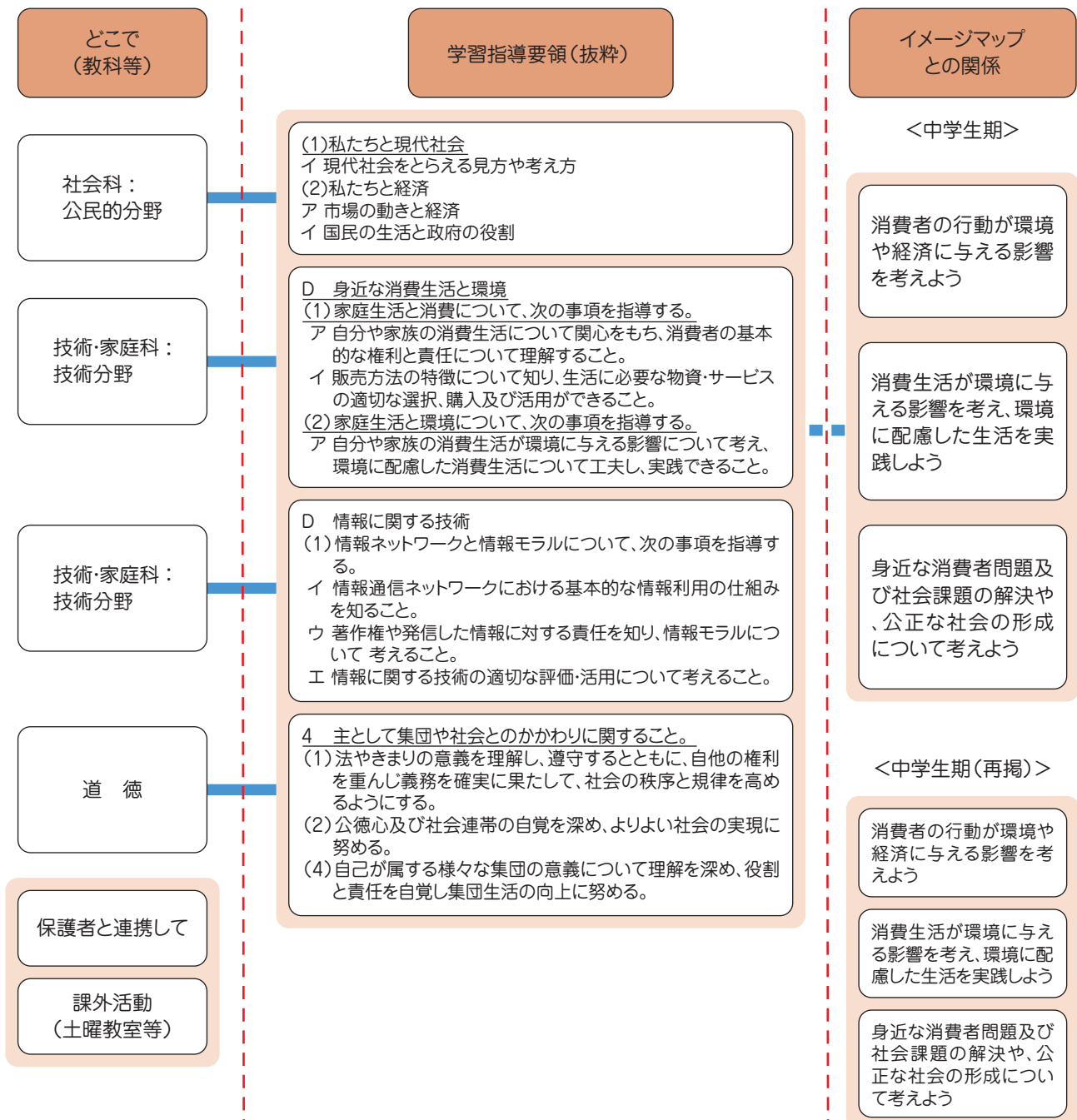
社会の構築 消費者市民	消費がもつ影響力の理解	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう
	持続可能な消費の実践	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう
	消費者の参画・協働	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会形成について考えよう
商品の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう
	トラブル対応能力	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう
生活の管理 と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を知ろう
	生活を設計・管理する能力	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯蓄を計画的にしよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	消費生活に関する情報の収集と発信の技術を身に付けよう
	情報社会のルールやモラルの理解	著作権や発信した情報への責任を知ろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう

消費者庁「消費者教育の体系イメージマップ」より抜粋

例えば、「商品等の安全」とは、「安全性に疑問がある場合には事業者に質問し、トラブルが発生した場合には、事業者に情報提供し、原因を確認するとともに、再発防止を要請する」であり、本教材ではステージ3で「ドライバー」を事例に学習します。「生活の管理と契約」は、「環境や社会に配慮した商品やサービスを選択する」ことであり、Tシャツの背景に隠された児童労働やフェアトレードを学びます。こうして、各事例における買い物を疑似体験しながら、「消費者の権利と責任」について学習していきます。

また、消費者一人一人は、「情報の受け取り手」であり「情報の発信者」でもあります。つまり、生徒一人一人が消費者被害・トラブルの情報や、製品リコール情報等消費生活に関する情報、環境や社会に配慮した消費の在り方等に関する情報を学び、伝え合うことで、「消費者教育の担い手になる」ということでもあります。本教材ステージ3においても、個人の体験を社会で共有することの大切さを学べるように構成しています。

消費者教育の担い手向けナビゲーション (中学校教員等の場合)



※消費者庁「消費者教育推進会議 取りまとめ(平成27年3月)」を参考に、「平成29年告示中学校学習指導要領 解説 総則編」より作成

2. 消費者を巡る状況と消費者関連法の歴史

日本の消費者問題は時代とともにその内容も変化してきました。ここでは日本の消費者問題の歴史を振り返り、時代ごとに顕在化した消費者問題とそれに対応した法整備や行政の動き、消費者の在り方などを概観します。

I：戦後混乱期（終戦（1945年）から1950年代前半頃まで）

第二次世界大戦終結後、人々は生活用品の欠乏、ヤミ物資、不良品、量目不足に悩まされました。主婦たちは身の回りや台所に直結した生活防衛のために消費者運動を起こし（「米よこせ風呂敷デモ」「不良マッチ追放主婦大会」など）、これに多くの人が賛同して運動が発展し、消費者が暮らしの問題（物価、物不足、品質、安全、表示など）を取り上げる消費者団体が結成あるいは再建されました。政府はモノ不足やインフレ対応を主目的に、食料などの配給や物価統制を行い、物資の安定供給を確保するための法整備（独占禁止法、食品衛生法、計量法、規格（JIS、JAS）の制定）を行いました。消費者保護を目的としたものではありませんでした。

II：高度成長期（1950年代中頃から1970年代初め）～現代的な消費者問題の出現

日本経済は朝鮮戦争（1950年～1953年）特需を経て奇跡的な復興を遂げ、大量生産によって物不足は急速に解消し、1956年には「もはや戦後ではない」（1956年「経済白書」）とされ、テレビ・洗濯機・冷蔵庫が「三種の神器」といわれ、生活様式も変化しました。技術革新と大量生産により次々と新商品が販売され、消費者が積極的に新商品を購入する本格的な消費社会が到来する一方で、急速な産業・経済の発展はインフレによる物価高、不当表示（「ニセ牛缶事件」など）、薬害（「サリドマイド事件」など）、公害（「水俣病」「カネミ油症事件」など）のひずみをもたらしました。大規模な工場で生産された商品に一度問題が生じると、健康被害など同種の被害が広範囲にわたって大量に発生するという現代的な消費者問題が起り始めたのです。そうした中で、消費者団体では、商品の品質、性能、安全性などについて正しい商品知識を身に付け「賢い消費者」を育てる啓発運動が行われ始め、消費者運動は一層活発になっていきました。

また、諸外国では、アメリカのケネディ大統領が「消費者の4つの権利」を提唱する（1962年）など、消費者保護に関する行政を発展させようとする動きが高まりつつありました。

このような中で、消費生活に関する法制度の整備も進み（薬事法、景品表示法、家庭用品品質表示法の制定など）、1968年には、消費者を行政に「保護される者」と位置付ける消費者保護基本法が公布されました。1970年には国民生活センターが設立され、地方自治体では消費生活センターの開設が進みました。

III：社会構造の変化と新たな消費者問題

(1) 1970年代

消費者問題は、製品の安全性などの問題に加え、いわゆるマルチ商法やネズミ講など、訪問販売、金の先物取引による被害など、多様な販売方法や契約などに関する消費者問題が発生し増えていきました。そこで、技術革新によって登場した新素材、新製品などを規制する法律（化審法^{※Ⅰ}、消費生活用製品安全法、家庭用品規制法^{※Ⅱ}、3つあわせて消費者安全三法と呼ばれる）が制定されました。また、多様な販売方法を規制する法律（訪問販売法^{※Ⅲ}、ネズミ講販売法^{※Ⅳ}など）が制定されたり、クーリング・オフ制度が割賦販売法や訪問販売法に導入されるなどして、規制が強化されました。

消費者には、物質的な豊かさを実現する一方で、使い捨て消費を見直し、心の豊かさを求める意識が芽生え始め、過剰包装や合成洗剤の追放運動、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の汚染問題など環境への関心も高まっていきました。

そして、草の根のさまざまな消費者運動が展開され、大企業や行政に直接立ち向かっていく中で、コンシューマリズム（売り手との関係で、買い手の権利と力の強化を求める社会運動）の台頭と進展へとつながりました。

(2) 1980年代

情報化、高齢化、グローバル化が進み、消費者を取り巻く環境は大きく変化しました。クレジットカードやキャッシュカードの普及によってお金を借りることが容易となり、多重債務問題が増加し、サラ金による過剰な融資及び高金利や過酷な取り立てといった多重多額債務被害が深刻化し社会問題化しました。また、高齢化社会への不安につけこんだ悪質商法による被害や霊感商法、バブル経済の中で海外先物取引、悪質抵当証券会社による被害、いわゆる原野商法など資産形成に関する被害も急増しました。このため、貸金業規制法^{※Ⅴ}や預託法^{※Ⅵ}などの制定や出資法の改正などが行われました。

また、輸入食品が増加しましたが、国によって食品の安全基準が異なるため、消費者の間では輸入食品の安全性への不安や食品添加物や残留農薬の基準作りへの関心が高まりました（ポストハーベスト問題など）。こうした中で、国際消費者機構が、消費者の8つの権利と5つの責任を提唱し、世界中の消費者の権利を促進するため「国際消費

※Ⅰ：正式名称「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」

※Ⅱ：正式名称「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」

※Ⅲ：正式名称「訪問販売等に関する法律」

※Ⅳ：正式名称「無限連鎖講の防止に関する法律」

※Ⅴ：正式名称「貸金業の規制等に関する法律」。現在は「貸金業法」

※Ⅵ：正式名称「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」

者権利デー」を定めるなどし、消費者が一方的に「保護」される存在から権利と責任を持つ「主体」へと変化し始めました。

(3) 1990年代

バブル経済の崩壊後、特に低金利時代にかに資産形成を行うかが消費者の関心事となり、金融関連商品の消費者被害や契約に関するトラブルが続出したことで、多くの法改正が行われました。

製造物責任法（PL法）が制定され、製造物の「欠陥」によって損害が生じた場合には、製造業者などは無過失でも被害者に対して損害賠償をしなければならないこととなりました。これにより製造業者は製造物の安全により一層配慮するようになりました。

また、消費者教育が学校教育に本格導入されました。

1955	森永ヒ素ミルク中毒事件
1957	第1回全国消費者大会
1960	薬事法制定、ニセ牛缶事件
1962	サリドマイド薬害事件
1962	ケネディ大統領 「消費者の4つの権利」宣言
1962	家庭用品品質表示法制定 景品表示法制定
1968	カネミ油症事件
1968	消費者保護基本法制定 (→2004 消費者基本法に)
1970	国民生活センター設立
1973	消費者安全三法制定
1976	訪問販売法制定 (→2000 特定商取引法に)
1983	貸金業規制法制定
1994	製造物責任法（PL法）制定
2000	消費者契約法制定
2003	食品安全基本法制定
2004	消費者基本法制定
2009	消費者庁設立
2012	消費者教育推進法制定

IV：消費者の位置づけの転換

(1) 2000年代

安全に関する問題が多発しました。例えば、食品では、狂牛病事件やこんにゃくゼリーによる窒息死亡事故、中国産冷凍ギョーザへの農薬混入中毒事件などがありました。深刻な製品事故も多発し、瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故やエレベーターの戸開走行による圧死事故がありました。企業の不祥事も相次ぎました。例えば、食品偽装、リコール隠し、耐震強度偽装などの問題が次々と発覚し、企業に対する消費者の信頼が大きく損なわれました。これまで同様、契約に関するトラブルも依然として多く、架空請求のトラブルの多発や大量の個人情報流出など消費者問題の幅も広がっていきました。

このように消費者問題の様相が大きく変わっていく中、消費者行政や法律にも大きな変革がありました。科学技術の発展や国際化に対応し、食品の安全性確保に関する施策を総合的に推進することを目的として食品安全基本法が制定され、食品安全委員会が設置されました。

また、「消費者保護基本法」が「消費者基本法」に抜本改正され（2004年）、消費者政策の理念が「消費者の保護」から「消費者の権利の尊重と自立の支援」に完全にシフトしました。さらに、消費者が主役となって安全で安心して暮らせることができる社会をつくるために、消費者行政の「司令塔」の役割を果たすべく消費者庁が設立され、同時に監視役としての消費者委員会も発足しました。企業の不祥事においては、企業内部の労働者からの通報で明らかになることが少なくないことから、内部通報者を保護する公益通報者保護法が制定されました。

規制緩和に伴う取引の環境整備の中で、情報・交渉力に格差がある消費者と事業者との間での契約（消費者契約）の適正化を図る消費者契約法、電子商取引における消費者保護を目的とした電子消費者契約法^{※Ⅶ}、個人情報保護法^{※Ⅷ}などの制定や、特定商取引法^{※Ⅸ}などの改正がなされました。

(2) 2010年代以降

消費者問題は、従来の類型のものほかに、インターネット利用の広まり、高齢化・グローバル化・デジタル化などが深く広く進展することで、一層幅広くなってきています。例えば、サクラサイト商法（サイト業者の仕込んだ“サクラ”が、さまざまな人物になりすまし、消費者の心を惑わせて有料サイトへ誘導し、利用させ、高額なサイト利用料を請求する悪質なサイト）による被害の拡大や、情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブル、インターネット通信販売における詐欺的な定期購入商法などによる消費者被害も起きています。また、高齢者が劇場型投資被害や健康食品の送りつけ商法の被害に遭うことが急増しました。さらに、消費者が売り手としてトラブルに陥る事案（貴金属類の強引な訪問買取等）も急増しました。

そこで、消費者保護の観点から特定商取引法や消費者契約法などの改正がなされる一方、消費者被害・事故に遭わない消費者、消費経済の主体である消費者、社会的課題の解決に貢献する消費者を育成するために、消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的に、消費者教育推進法が制定されました。また、消費者庁は、インターネットを利用して海外の事業者と取引をしてトラブルに遭った場合の相談窓口である「越境消費者センター（CCJ）」や、消費生活上の生命・身体に係る事故の原因を究明するための調査を行い、被害の発生又は拡大の防止を図ることを目的とする「消費者安全調査委員会」を設置しました。

他方、2015年に国連でSDGsの17の目標が採択されました。消費者において、持続可能な社会における取組や、より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用などを含む人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」への関心が高まっています。また、2022年には成年年齢引き下げに伴い、若年層の消費者被害防止の必要性が高まりました。

※Ⅶ：正式名称：電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

※Ⅷ：正式名称：個人情報の保護に関する法律

※Ⅸ：正式名称：特定商取引に関する法律

3. 持続可能な社会とエシカル消費

食料廃棄問題

日本の1年間の食品ロス（まだ、食べられるのに捨てられている食べ物）量は約464万トンです。（令和5年度農林水産省及び環境省推計）これを国民一人当たりで換算すると約102g、毎日おにぎり1個分の食べ物を捨てていることとなります。そして、この食品ロス量は、国連世界食糧計画（WFP）が2023年に世界で飢餓に苦しむ人々に対して行った食料支援量（約370万トン）の1.3倍となります。

世界の食料廃棄問題は深刻です。この問題を食料が廃棄される場面別に考えてみると、生産や加工、流通過程で生じるものと、小売りや飲食店、家庭から生じるものに大別できます。途上国では、インフラ整備の遅れ、適切な温度管理の難しさ、技術的な収穫方法がないことなどから、食べ物が市場に出る前に腐ってしまうという前者の廃棄が見られます。一方、日本を含めた先進国では、作りすぎや食べ残し、期限切れによる売れ残りなど、後者の廃棄が多くあります。先進国で余った食べ物が大量に捨てられている一方で、途上国では11人に1人が飢餓に直面しているのです。

廃棄される食べ物はごみとして出されます。ごみとして扱うことは、食物そのものはもちろん、食品を作る際に使用したエネルギー資源や包装などすべてが無駄になるということです。さらに、ごみの焼却には多額のコストとエネルギーがかかり、温室効果ガス排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷も考えられます。

世界の飢餓などの社会問題や環境問題の解決に向かうため、日本では、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行されました。この法律は、国・地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携して、国民運動として食品ロスの削減に取り組むために制定された法律です。令和2年3月に、国は、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスのいずれについても、2000年度比で2030年までに半減すること（家庭系食品ロスについては433万トンから216万トンに、事業系食品ロスについては547万トンから273万トンに）を目標に掲げました。令和5年度推計で、家庭系食品ロスは233万トンまで削減、事業系食品ロスは231万トンになり、8年前倒しで目標を達成したため、事業系食品ロス量の目標は2000年度比で6割減に219万トンに改められました。

食品ロス量の削減には、事業者のさまざまな工夫に加えて、家庭でのちょっとした気遣いや行動が鍵となります。商品を買うときに「食べきれぬ量か」と考えたり、賞味期限や消費期限を正しく理解し、「てまえどり」を実践したりするなど食品ロスを減らすことができます。一人ひとりの小さな行動の積み重ねが社会を動かす力にもなるのです。

製品生産の背景にある人権・環境問題 ～インドでのコットン生産での現状～

① 児童労働とは？

「児童労働」とは、国際条約で禁止されている子供の労働のことで、「15歳未満の義務教育を妨げる労働や、18歳未満の危険・有害な労働」をさします。世界には約1億3,800万人、13人に1人の子供が児童労働をしており、その約6割が農林水産業に従事しています（2024年、国際労働機関、ユニセフ発表）。児童労働は、私たちが消費する衣料品（コットン）、食品（エビ、コーヒー、カカオ）、電子機器（鉄鋼物）などの原材料にも関わっています。

インドはコットン生産量が世界で最も多い国のひとつで、そのコットン生産地での児童労働が問題となっています。ある調査では、コットンの種子栽培での児童労働者数は、18歳未満の子供が約48万人おり、そのうち約20万人が14歳以下（義務教育年齢）で、全ての労働者の25%を占めるとされています（2015年、インドオランダ委員会発表）。子供たちは、受粉作業や綿の収穫のために休みなく毎日約9～13時間働きます。炎天下での長時間労働で、1日の休みは昼食の30分のみしかありません。有害な農薬が散布される間も、畑で働かせられるときもあります。



インドのコットン畑で働く子供たち

子供が働かなければならない背景は、家庭の貧困などの生産国での問題だけではありません。先進国でコットン製品を安く製造・販売するために、原料のコットンが安く買い上げられており、インドなどの途上国のコットン農家は栽培のために必要な労働者への賃金を十分に払うことができないため、安い労働力として子供を雇うという悪循環に陥っています。こうした経済の仕組みにより、グローバルな貧富格差を生み出してしまっているのです。

② 農薬による影響 ～環境破壊・健康被害・貧困～

コットンの栽培には、化学肥料・除草剤・殺虫剤などの農薬が多く使われており、農薬による自然環境や生産者の健康への悪影響、貧困の悪循環などが問題となっています。農薬を使い過ぎると、土の中の微生物や無害な虫まで殺して生態系を壊してしまい、土の栄養や保水力などが損なわれて、作物が育ちにくくなります。加えて有害な農薬が、川や地下水を汚染して、安全な飲料水を飲むことができなくなってしまいます。



コットン畑での農薬散布

また人の健康への悪影響として、散布される農薬を吸ってしまう、手に触れるなどして、毎年世界中で約3億4,500万人のコットン農家が農薬中毒に悩まされていると言われています（2023年、Solidaridad, Pesticide Action Network UK 発表）。農薬の危険性や安全な使用方法がよく知られていないことも要因の一つです。インドのコットン生産地で働く子供の多くは、農薬の影響で、頭痛、吐き気、腹痛、皮膚炎、呼吸疾患などさまざまな健康被害を受けています。実際にそれらの健康被害で亡くなった子供もいます（ACEプロジェクト実施地での調査より）。

また、農薬で土壌劣化が進むと、害虫がつきやすくなり収穫量も下がってしまいます。コットン農家はさらに殺虫剤や肥料などの農薬を使う必要が生じ、経済的な負担も増えてしまうのです。費用に見合った収入を得られず、貧困から抜け出せない農家が多く、借金苦から最悪な事態に至るケースも報告されています。

エシカル消費の推進のために子供たちができること

人や社会、環境に配慮した消費行動を「エシカル（倫理的）消費」と言い、近年この考え方が世界的に注目されています。商品を選択し購入するということは、「この商品とこの商品の生産・販売に関わった企業を応援します」という、いわゆる「投票行動」です。多くの人々がエシカルな商品を選ぶようになれば企業はそういった商品をより多く作るようになり、私たちの選択肢も広がっていきます。

ファッション業界では、「エシカルファッション」が注目を集めています。「オーガニックコットン」やリサイクル繊維で衣類や布製品を作ったり、使用後もその素材が再利用できるように製品化したりする、人と環境に配慮したファッションです。商品購入の際に、タグや商品説明を確認し、その商品の素材や環境への配慮、作られた背景等を知って選択することは私たちにもできる身近な行動です。

また、「フェアトレード」は、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入し、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立をめざす「貿易のしくみ」です。生産者からの買取価格の保証、児童労働の禁止、有機栽培の奨励などの基準が守られています。日本でも、コーヒー、紅茶、チョコレート、はちみつ、砂糖、バナナ、スパイス、サッカーボール、衣服、生活雑貨などさまざまなフェアトレード商品があります。チョコレートの原料であるカカオの栽培に児童労働があることを学んだ中学生がチョコレートを販売する企業へ「フェアトレードのチョコレートを作ってほしい」と手紙を書いたり、高校生がバレンタインの時期にフェアトレードのチョコレートを学校や地域で販売したりするなど、実際に子供たちが行動した事例もあります。近年



国際フェアトレード
認証ラベル

では、児童労働対策が取られたカカオを使用したチョコレートや売上の一部をカカオ生産地の子供の支援に寄付するチョコレートも増えてきています。国際協力 NGO などは現地で児童労働問題に取り組んでいますが、それに加え、私たち一人ひとりの選択も児童労働を減らす力になります。

商品を選択する際に、価格、品質、安全性のほかに、それがどのようにして作られたかといった生産背景を知ることや、その商品を選択することが世の中にどのような影響があるのかを考えてみるのが「エシカル消費」の一歩です。毎日の暮らしの中で、できることから「エシカル消費」を取り入れてみませんか。

4. 製品の安全性に関する基準

(1) 製造物責任法【PL法 (Product Liability Act)】

例えば、使用中のドライヤーから、突然火が出て大やけどを負ったとします。製造物責任法は、こうした場合に、ドライヤーを製造、加工又は輸入した者（以下「製造業者」という）が損害賠償の責任を負うことを定めた法律（被害救済法）で、平成7年（1995年）に施行されました。被害者（被害を受けた者）が、損害賠償を製造業者に求めるには、裁判所（地方裁判所）に訴え（訴訟）を起こします。裁判所がドライヤー（製造物）に「欠陥」があったことを認めた場合には、製造業者は被害者にその被害額を賠償しなければなりません。

① 製造物責任法の「製造物」とは何か

「製造物」とは、例えば、電気用品（ドライヤー、テレビ、洗濯機など）、消費生活用製品（玩具、自転車、ライター、石油ストーブなど）、食品（鮎、牛乳、パン、お菓子など）などの製造又は加工された動産のことです。電気、光、ソフトウェアなどの形のないもの（無体物）や建物などの不動産は「製造物」には該当しません。

② 製造物の「欠陥」とは何か

「欠陥」は、3種類に分類されます。

ア) 設計上の欠陥

設計そのものに問題があったために、全ての製造物に一定の不具合がある場合。

イ) 製造上の欠陥

設計どおりに製造されなかったために、一部の製造物に不具合があるものが含まれている場合。

ウ) 指示・警告上の欠陥

誤使用や不注意による事故について、取扱説明書や警告表示で使用者に指示していなかった場合。

消費者が製品を使用する際の方法は、「正しい使用方法」と「誤使用や不注意な使用方法」に大別できます。ドライヤーを「正しい使用方法」で使っていたときに、ドライヤーから突然火が出て重度のやけどを負った場合には、ア) 設計上の欠陥、又はイ) 製造上の欠陥に該当すると考えられます。

「誤使用」とは、ドライヤーのスイッチを入れたままその場を離れたことが原因で火災を起こした場合などで、「不注意な使用方法」とは、スイッチを入れたままのドライヤーを足元に落としてしまい、やけどを負った場合などです。ほとんどのドライヤーの取扱説明書には、「電源スイッチを入れたまま、その場を離れない。火災の原因となります。」「落としたり、ぶついたりしない。感電や発火の原因となります。」と使用上の注意が明記されていますので、「欠陥」には該当しません。ただし、「誤使用や不注意による事故」についての「警告・注意」が取扱説明書に記載されていなかった場合は、それが容易に予見できる使用方法であったとしても、ウ) 指示・警告上の欠陥と判断され、損害賠償の対象になる可能性があります。

3. 消費生活センター

製品の欠陥が原因で人や物に被害が生じたときには、PL法により、製造した企業が損害を賠償しなければいけない場合があります。

被害





賠償



(2) 製品の安全にかかわる法律とPSマーク制度

消費者が生活する上で使用する製品は、消費者の安全確保のための安全規制が行われています。例えば、ボール、バット、玩具、自転車、学生服、ランドセル、ライター、石油ストーブなどは「消費生活用製品」に該当します。これらの消費生活用製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれがある製品については、「特定製品」に指定され、国の定めた技術上の基準に適合しないものは販売することができません（PSCマーク制度）。ドライヤー、テレビ、洗濯機などの「電気用品」は、「電気用品安全法」により安全確保のために安全規制が行われており、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSEマークがないと販売できません。

消費生活用製品安全法

電気用品安全法

PSCマークがないと販売できない	特定製品	特別特定製品 ※自主検査+登録検査機関の検査	※自主検査
		 <ul style="list-style-type: none"> 携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター 	 <ul style="list-style-type: none"> 家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット・登山用ロープ 石油給湯機・石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具
	子供用特定製品 PSCマークがないと販売できない	特別特定製品 ※自主検査+登録検査機関の検査	※自主検査
		 <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児用ベッド <p>※2025年12月25日施行 2027年3月まで経過措置あり</p>	 <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児用玩具 <p>※令和7年12月25日施行</p>

PSEマークがないと販売できない	特定電気用品 ※自主検査+登録検査機関の検査
	 <ul style="list-style-type: none"> 電気温水器 電気ポンプ 電動式おもちゃ 自動販売機 など <p>116品目</p>
	※自主検査
PSEマークがないと販売できない	 <ul style="list-style-type: none"> ドライヤー 電気こたつ 電気がま 電気冷蔵庫 電気かみそり など <p>341品目</p>

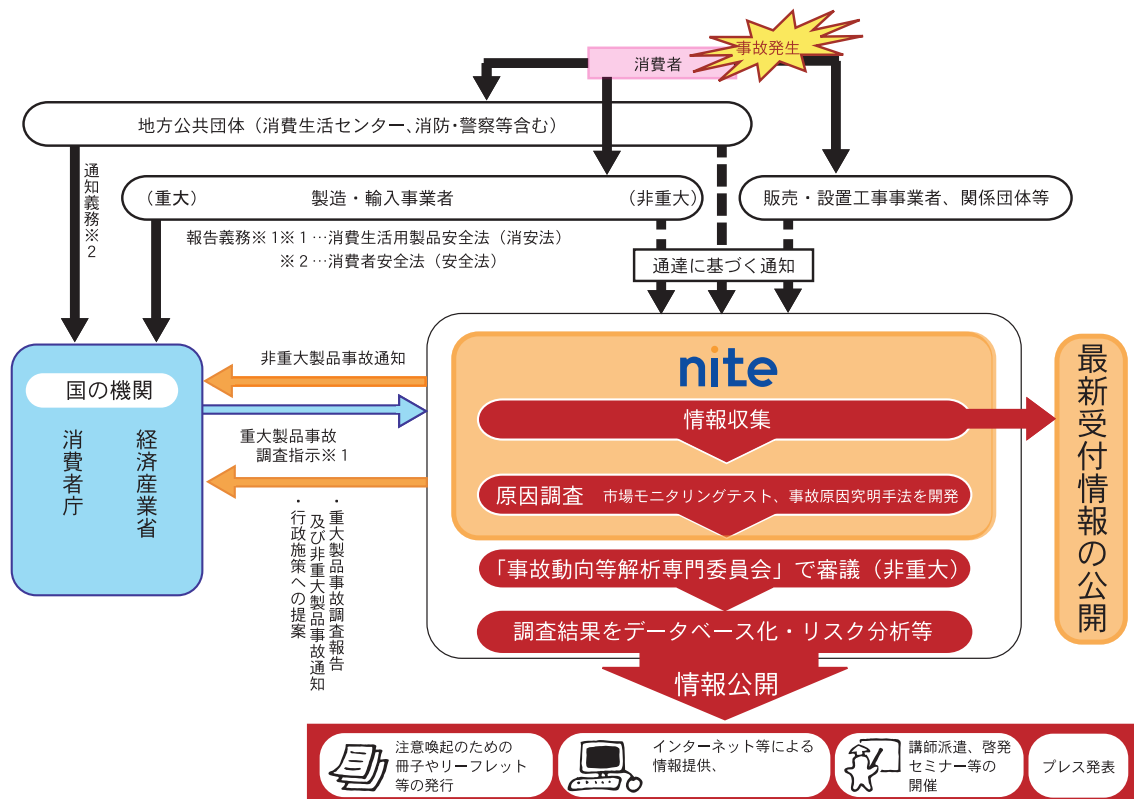
※他に、PS マークには、ガス事業法による PSTG マーク、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による PSLPG マークがあります。PS マーク表示を定めているこの 4 つの法律を製品安全 4 法と呼びます。

(3) 被害情報などの収集・活用

消費生活用製品安全法では、重大製品事故[※]の発生を知った製造・輸入事業者は、国へ事故の情報を報告することが義務づけられています。重大製品事故以外の製品事故は、(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) が情報収集しています。NITE は、事故情報の収集を通じて社会における製品事故を減少させていくという役割を担っています。収集した事故情報に基づき、通知者から事実関係等を聞き取り、事故発生現場の確認や事故品の入手に努めています。また、必要に応じて事故の再現テスト等を実施して、技術的な調査及び評価を行い、事故原因の究明と事業者の再発防止措置の評価を行っています。

NITE が収集した事故情報の調査結果は、事故原因や事業者の再発防止措置を含め、定期的に公表しています。調査・分析の状況は、随時、経済産業省に報告し、必要な場合には経済産業省から事業者や事業者団体に対して行政上の措置が講じられます。なお、公表している事故情報は NITE SAFE-Lite 事故情報で検索することができます。 <https://safe-lite.nite.go.jp/>

※重大製品事故とは、政令で「死亡事故のほか、治療に要する期間が 30 日以上の負傷・疾病、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故及び火災事故」と定められています。



(独) 製品評価技術基盤機構「製品事故から身を守るために 身・守りハンドブック 2020」より

1. 中学校における消費者教育の指導計画例

(1) 指導計画作成にあたって

「技術・家庭」の家庭分野における3年間の授業時数は、87.5単位時間（1学年35単位時間+2学年35単位時間+3学年17.5単位時間の目安）と定められています。学習指導要領（平成29年7月公示）では、「3年間を見通して、内容AからCの各項目に適切な授業時間を配当する」ように書かれています。

家庭分野の内容

A：「家族・家庭生活」

B：「衣食住の生活」

C：「消費生活・環境」

指導計画の作成にあたっては、中学校技術・家庭科、公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図るとともに、他の内容と関連付けて指導するなど限られた単位時間数の中で効果的に学習できるよう留意する必要があります。また、身近に起こった消費生活に関する事例を教材化したり、実験・実習などの実践的・体験的な学習や問題解決的な学習を通して理解させたりすることも大切です。

「消費生活・環境」の配当時間は、「消費生活」5単位時間・「環境」1単位時間で計画するのが一般的です。「消費生活」や「環境」をA Bの内容に盛り込んだり、関連付けたりして具体的に学習するとより効果的です。

今回はWeb版教材を活用しやすいように、右表のとおり3年間を見通した指導計画を作成しました。

(2) 学習活動の工夫

学習指導要領では、「各学校が創意工夫して教育課程を編成できる観点や、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに生徒の興味関心に応じて課題を設定できるようにする観点から、地域、学校及び生徒の実態に応じて、創意工夫を生かしつつ、全体として調和の取れた具体的な指導計画を作成することが重要である」としています。

情報技術の進化でさまざまな情報をたやすく入手できるようになった現在、「情報収集、比較検討、目的に応じた物資やサービスの入手を意思決定する」という過程を繰り返し経験させることが重要です。

また、「消費者の権利と責任」は通常1単位時間で計画するのが一般的ですが、中学生の身近な事例と関連付けながら3学年を通して少しずつ「消費者の権利と責任」の学習を計画することも効果的です。

しかし、留意すべき点も多く、SNS、AI等の情報通信機能の拡充・普及は中学生の日常に深く浸透しつつあります。また、そのことが中学生の思考の一翼を担っている事実にも目を向ける必要があります。「情報を見極める」ことが、消費者教育の大切な視点であることを再確認して指導すべき時です。

(3) 本Web教材の活用方法

本Web教材は3部構成で、ステージごとに前半・後半に分かれており、学習内容に応じて必要な部分を活用できる構成になっています。各ステージの前半は、中学生にとって身近な飲み物やTシャツ・ドライヤーを購入する疑似体験を通して、販売方法や商品の情報を収集、比較検討し、目的に合った商品の購入に関する意思決定を学習することができます。ステージの後半では、前半の内容を掘り下げた形で「消費者の権利と責任」について学習することができます。消費者の買い物（購入）は個人の満足を満たすと同時に企業へのいわゆる「投票行動」であり、企業や社会をも変える力を持っていることにも触れています。

更に、内容C「消費生活・環境」の「環境」に関わる持続可能な社会の学習にも十分対応しており、必要な場面を抜き出して活用することができます。また、内容B「衣食住の生活」の「衣生活」から既製品の表示の種類と意味、取扱い絵表示の学習などにも活用することができます。

本Web教材は一人ずつパソコンを使用して学習を進めることを前提としていますが、使用する教室のインターネット環境に応じて、1台のパソコンで一斉学習をしたり、班ごとにタブレットを使用して進めたりすることも可能です。

(4) 内容「C 消費生活・環境」に関わる指導内容と本教材の活用例

題材名	時間	小題材名	ステージ1		ステージ2		ステージ3		まとめ	
			どの飲み物を買う？	買い物の意味	どのTシャツを買う？	Tシャツに隠された事実	どのドライバーを買う？	こしょう(故障)? ごしょう(誤使用)? どうしよう!!		消費者の権利と責任
学習項目										
C 消費生活・環境 全6時間	消費者としての自覚を持つ	1	・自分たちの消費生活について考えよう	○						
	販売方法と支払い方法について知ろう	1	・販売方法の種類と特徴について知ろう	○						○
			・支払方法の種類と特徴について知ろう	○		○		○		○
	商品の選択と購入について考えよう	1	・商品の選択と購入について考えよう	○		○		○		○
			・商品購入のための生活情報の収集や活用方法を考えよう	○		○		○		○
			・エシカル消費を理解しよう	○			○			○
	消費者トラブルを解決する方法を考えよう	1	・契約について知ろう	○					○	○
			・消費生活のトラブルを理解し予防法や対処法を考えよう		○				○	○
	消費者の権利と責任について考えよう	1	・クーリング・オフの方法を理解しよう							○
			・消費者を支える法律や制度について知ろう		○				○	○
よりよい消費生活を目指して	1	・消費者の権利と責任について考えよう	○	○	○	○	○	○	○	
		・環境に配慮した消費生活を考えよう(グリーンコンシューマー等)	○		○	○			○	
		・持続可能な社会に必要なライフスタイルを考えよう			○	○			○	
			・エシカル消費を考えよう	○	○	○	○		○	

(参考)

B 衣食住の生活	日常食の調理	・用途に応じた食品の選択	○						○
		・環境によい食習慣	○						
	日常着の活用	・衣服の活用と選び方			○				○
		・衣服の素材と手入れ			○				○
日常着の手入れ	・衣服の洗濯			○				○	

(5) 内容「C 消費生活・環境」に関わる本教材の評価規準の例

	知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体的に学習に取り組む態度
評価規準	消費生活と環境について理解し、基礎的・基本的な知識や技術を身に付けている。	消費生活と環境について問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想して解決する力を身に付けている。	よりよい生活の実現に向けて、家庭生活と消費について主体的に取り組んだり改善したりして生活を工夫し創造し実践しようとしている。
学習活動に即した具体的な評価規準	○消費者の基本的な権利と責任や自分や家族の消費生活が環境社会に及ぼす影響について理解している。 ○物資・サービスの選択、購入及び活用について理解し、計画的な金銭管理の方法について理解している。 ○物資・サービスの選択・購入及び活用について必要な情報を収集・整理が適切にできる。	○物資・サービスの購入について、自立した消費者としての消費行動に問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想したり実践を評価・改善したりする力を身に付けている。 ○環境に配慮した消費生活について、その課題の解決を目指して工夫し実践する力を身に付けている。	○よりよい消費生活の実現に向けて、消費者の権利と責任、金銭管理と購入について関心をもって学習し、課題に解決主体的に取り組んだり自分の生活を振り返って改善したりして、工夫し創造しながら実践しようとしている。 ○自分や家族、地域の人々と協働して消費生活や環境について、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして実践しようとしている。

2. 消費者教育 Web 教材を活用した授業展開例及びワークシート

授業展開例 ① ステージ1 どの飲み物を買う？ 買い物の意味

●想定する授業スタイル

中学校（家庭分野 1年生）「商品の選択と購入」の授業 「どの飲み物を買う？」

●小題材名

商品の選択と購入（販売方法と支払い方法）

題材の目標

- ・購入方法と支払い方法について理解できる
 - ・購入方法と支払い方法のそれぞれの特徴を考え、状況に応じて判断できる
- 商品の選択と購入（販売方法と支払い方法）
- ・商品の選択と購入の手順について理解する
 - ・商品の選択と購入に必要な情報を集め、購入計画を考えて適切に選択できる

●題材名「商品の選択と購入（4時間）」とのかかわり

時間数	1 時間	2 時間（本時）	1 時間
小題材名	①消費者としての自覚 買い物の意義	②購入方法と支払い方法	③意思決定のプロセス

●学習指導過程

時 間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導 入	●日常の買い物をどこで買い、どのように支払うか考える	衣服、文具、お菓子、飲み物など身近な商品を購入するときに、購入場所と支払い方法にはどのようなものがあるか考えさせる	ワークシート
展開 I	「どの飲み物を買う？」 ●どれを買う？ 商品の選択（情報の整理）→決定 ●どこで買う？ 販売方法（購入方法） ●どうやって買う？ 支払い方法 ●契約の成立	Web 上の飲み物をクリックし、ラベルや成分表示を見て、商品の情報を確認して選択させる Web 上のお店を比較した上で、それぞれの購入方法の長所と短所を理解させる 【店舗販売】 ・小売店 ・スーパーマーケット ・コンビニエンスストア 【無店舗販売】 ・通信販売 ・自動販売機 Web 上の支払い方法を選択した上で、それぞれの支払い方法の長所と短所を理解させる 現金 プリペイドカード クレジットカード デビットカード コード決済 など 売買契約の成立について理解させる	Web 教材 ワークシート
展開 II	「買い物の意味」 ・消費者の権利と責任 ・環境の配慮した消費行動	Web 上の買い物の疑似体験を通して、消費者の権利や責任について考えさせる。 消費生活センター、エシカル消費 など	Web 教材
まとめ	買い物を通して、消費者としての責任を考えよう	買い物（消費行動）は、個人の満足だけでなく、人や社会、環境、地域など、さまざまなことにつながっていることを知り、自立した消費者として自分にできることを考えさせる	ワークシート



ワークシート ステージ1 買い物をして! どの飲み物を買う?

月 () 日 () 年 組 番 名前

1. 以下の選択肢から商品を1つ選んで○を付け、思いつく販売方法を考えて書きましょう。

Tシャツ、靴、**ノート**、お菓子、ジュース、その他 ()
 (ノートの場合) コンビニ、スーパー、文房具屋、デパート、カタログ販売、ネットショッピング など

2. Web教材にある5つの店舗情報の販売方法を整理してみよう。

	店舗販売		無店舗販売	
	コンビニエンスストア	スーパーマーケット	インターネット販売	自動販売機
価格(税込)	140円	160円	90円 + 送料600円	180円
品 質	常温、冷蔵	冷蔵のみ	90円 + 送料600円	ラベル確認できない 冷蔵のみ
品揃え	少ない	多い	ネット上の表記で確認	限定
支払い方法	現金のみ	現金、交通系IC、コード決済	現金、交通系IC、コード決済、クレジットカード	現金、交通系IC
その他(気付いたこと)	予約配達可能	プライベートブランドあり	購入最小単位あり	売り切れのときがある

3. 購入する店舗を1つ選びましょう。決め手となった理由を書きましょう。

選んだ店舗	スーパーマーケット
選んだ理由	プライベートブランドがあるし、コンビニより安い。比較的たくさん種類がある。

4. 店舗販売と無店舗販売の特徴(メリット・デメリット)を書きましょう。

	店舗販売	無店舗販売
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 商品を手軽に取って、他の商品と比較できる。 店員から説明してもらうことができる。 営業時間内に店舗まで出かける必要がないと購入できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗まで出かける必要がなく、遠い店舗のものも購入できる。 商品を直接買ったり、試したりすることができる。 送料がかかることが多い。
デメリット		

5. 支払い方法について () の中に当てはまる言葉と支払い例を書きましょう。

方法	前払い	(即 時) 払い	(後) 払い
前もってカードや券を買ったり、カードにチャージをして代金を支払う。	買おうとする商品と引き換えに、その場で代金を支払う。	商品を先に手に入れ、期日までに一括もしくは分割で支払う。	
例	プリペイドカード型電子マネー	現金	クレジットカード
	交通系ICカード、商品券、ギフトカードなど	デビットカード など	公共料金、携帯電話の使用料 など

6. 契約について、() に当てはまる言葉を書きましょう。
 契約とは(権利)と(義務)が生じる法律上の約束事。
 契約は、口約束でもお互いに(合意)すれば成立する。
 契約が成立したら、一方的な都合でやめることはできない。



7. 今日の学習を振り返り、これからの買い物に生かしたいことを書きましょう。

商品を選ぶときは、その商品の情報をきちんと確認してから買おうと思った。特にみんなで作るものを買うときは配慮する必要があると思った。さまざまな買い物のスタイルがあることを知り、目的や購入条件、支払方法などに合わせて選んでいきたいと思った。



ワークシート ステージ1 考えよう! 買い物の意味

月 () 日 () 年 組 番 名前

1. () に当てはまる言葉を書きましょう。
 単に商品を否定したりするのはなく、「なぜそうなのか」「どうしてそうなったのか」と、問題点を追究し、論理的に考えることを(批判的)思考 という。

2. 店舗や商品を実際に見ることができない通信販売では、どのようなトラブルが起こりやすいと考えられますか。

- ・注文した商品が届かない。
- ・注文した商品と違う商品や不良品が届く。
- ・届いた商品がイメージしたものとはまったく違う。
- ・販売会社と連絡が取れない。
- ・買ったサブリなどの効果が出ない。1回だけのつもりが、何度も届く定期購入になっていた。 など

3. Web教材の「消費者の声を生かして改良された製品」を見て、感想を書きましょう。

とても身近なものに、消費者の声が反映され、商品の改良につながっていると知り、驚いたしうれしかった。「ここをこうしたら、もっと便利になるのに」と思ったら、積極的に伝えていこうと思った。

4. 日本の食品ロスは、世界で銅鐵に苦しむ人への食料支援量を上回ります。
 食品ロス削減に向けて、事業者がどのような取り組みをしているか、また、消費者として自分ができることを考えましょう。

事業者の取り組み	消費者の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限の見直し 季節商品の予約販売 期間短縮商品の値引き販売 飲食店における持ち帰り など 	<ul style="list-style-type: none"> 買い物に行く前に自宅にある食材をチェックし、必要な量だけを購入する。 食材を適切に保存する。・食べ残さない。 賞味期限・消費期限を正しく理解してまえどり。 など

5. エシカル(倫理的)消費について、() に当てはまる言葉を書きましょう。
 エシカル消費とは、(人)・(社会)・(地域)・(環境)に配慮した消費行動のこと。



6. 買い物(消費行動)は、個人の満足だけでなく、社会につながっています。
 「自立した消費者」として自分ができること、どのように行動していきたいか、考えて書きましょう。

気なくしている買利物が、いろいろな形で社会とつながっていることを感じた。
 環境に配慮する責任のなかで、日本の食品ロスの多さを知った。食べ残さない、食材を無駄にしないなど、自分でもできることはあると思ったり、できることから実践していきたい。

授業展開例 ② ステージ2 Tシャツに隠された事実

●想定する授業スタイル

中学校（家庭分野 2年生）「持続可能な社会」の授業
 教員用パソコン1台（生徒は端末なし）

●小題材名 持続可能な社会

題材の目標

- ・自分や家族のためだけでなく消費者の行動が社会に影響を持つことを知る。
- ・身近な消費者問題や環境問題に対して、消費者として解決のための工夫を考える。
- ・持続可能な社会に向けて、環境に配慮した消費生活を実践しようとする。

●題材名「商品の選択と購入（3時間）」とのかかわり

時間数	0.5時間	0.5時間	1時間（本時）
小題材名	①自ら取り組むエコ生活	②地域や社会での協力	③持続可能な社会に向けて

●学習指導過程

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 5分	●「持続可能な社会」の内容を確認する。	「持続可能な社会」と関連するキーワードをワークシートに記入させ、身近な消費生活が「持続可能な社会」と密接なかわりがあることに気付かせる。	ワークシート
展開Ⅰ 20分	●Web教材「Tシャツに隠された事実」を疑似体験する。	各項目のキーワードをワークシートに記入しながら進めるように伝える。 ワークシートに記入させるだけでなく、授業を振り返りながら確認させたり、説明を入れたりして理解を促す。	Web教材 ワークシート
展開Ⅱ 20分	●「持続可能な社会」の構築に向けて、自分や家族、企業ができることは何か、各班で話し合う。 ●各班でまとめ発表する。 ●他の班の発表内容を記入する。	自分の意見をまとめワークシートに記入した後、話し合いをするように伝える。 各班の話し合いの中で、さらに気づきを深めるように助言する。 話し合った内容をまとめ、発表することで学級全体への共有化を促す。	ワークシート ワークシート
まとめ 5分	●これまでの学習内容をワークシートにまとめる。	「持続可能な社会」の構築に向けて行動を起こすことが重要であることや、その行動が、消費者の責任でもあることに気付かせる。	ワークシート



ワークシート ステージ2 Tシャツに隠された事実

月 日 () 年 組 名前

1. 「持続可能な社会」を実現するために、必要な事柄は何かキーワードを書きましょう（複数可）。

環境に優しい生活、省エネルギー、ごみを出さない生活、地球温暖化防止、自然環境を守る
リサイクル など

2. Web 教材を見ながら、() に当てはまる言葉を記入しましょう。

買い物は投票行動	1人の購入は（ 1票 ）にすぎないけれど、同じ商品を選ぶ人が（ 増える ）と、その企業の利益が増え、次の企業活動につながる。 価格が同じ商品でも、その内訳は企業の努力や考え方で変わってくる。カートくんが選んだTシャツのように、商品の原料代が約（ 1 ）%という商品がある。
Tシャツに隠された事実	安い商品の裏側には、（ 児童 ）労働の問題や（ 農薬 ）による健康被害などの問題が隠れていることがある。
買い物のチカラ	倫理的、道徳的な消費行動を（ エシカル ）消費という。また、発展途上国と公平な取引をする貿易の仕組みを（ フェアトレード ）という。

3. 2の問題を解決するために、自分や家族ができること、企業に望むことを書きましょう。

価格だけではなく、製造工程で環境や生産者に配慮した製品を購入するように心がける。
エシカル消費やフェアトレードのことをもっと調べてみる。
企業には、フェアトレードの商品を買えるようにしてほしい。

4. 発表したり、話し合った後、気付いたことを書きましょう。



もしかしたら、自分たちが着ているTシャツを製造している人が農薬で健康を崩しているかもしれない。
フェアトレードの商品を買うことは、製造者に正当な賃金を支払うことができる。
フェアトレードの商品は高いと聞いた。お小遣いで買えるか心配だと思った。

5. これまでの「消費生活と環境」の学習を振り返り、「持続可能な社会」に向けて、環境に配慮した消費生活を実践するために、これから自分ができることを書きましょう。

私は今まで省エネを心がけてきたが、今日の学習で自分が購入している商品が、海外の生産者に影響しているかもしれないことを初めて知った。これからは商品を買うときに、フェアトレードのマークを探してみたい。

授業展開例 ③ ステージ3 こしょう(故障)?ごしょう(誤使用)?どうしよう!!

●想定する授業スタイル

中学校(家庭分野 3年生)「消費者の権利と責任」の授業
 教員用パソコン1台(生徒は端末なし)

●小題材名

消費者の権利と責任

●題材の目標

- ・身近な消費生活から、「消費者の権利と責任」がどのようにかかわっているかを理解する。
- ・消費者としての責任を果たすために、自分ができることを考える。

●題材名「よりよい消費生活のために(3時間)」とのかかわり

時間数	1時間	1時間	1時間(本時)
小題材名	契約と消費生活のトラブル	消費者を支えるしくみ	消費者の権利と責任

●学習指導過程

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 5分	●身近な商品の事故事例から、自分の生活を振り返る。	生活の中で「ヒヤリ・ハット」した経験はないか思い起こさせる。身近な製品の事故事例を紹介し、原因を考えさせる。	ワークシート 指導者用資料(パワーポイント)
展開Ⅰ 20分	●Web教材「どうして事故が起こるのか考えてみよう」を疑似体験する。 ●Web教材「企業の責任を考える」を疑似体験する。	商品の取り扱いを間違えると事故につながることを知らせ、説明書や注意書きを読むことの重要性を理解させる。 商品を正しく使用していたにも関わらず事故が起きた場合、消費者には「補償を受ける権利」があることを伝える。 消費者を救済する制度があることを学ばせる。	Web教材 ワークシート Web教材 ワークシート 指導者用資料(パワーポイント)
展開Ⅱ 15分	●「消費者の権利と責任」について学習する。 ●Web教材「君の力で社会を動かす。消費生活センターに相談してみよう」を疑似体験する。	消費者基本法について説明し、「消費者の権利と責任」について理解させる。 消費者の相談窓口(企業のお客さま相談室、消費生活センター等)を紹介し、個々の相談事例が国や企業を動かすこともあることを説明する。 消費者の行動が社会を変える力を持っていることに気づき、消費者の責任や行動することの重要性を理解させる。	Web教材 ワークシート
まとめ 10分	●自分の生活を振り返り、消費者の権利を実現し、責任を果たすことができる場面がないかを考える。 ●クラスで意見を交換し、生活に即した場面での権利と責任を考える。	商品を正しく扱うことや、製品のトラブルなど個人の体験を社会に正しく発信していくことが消費者の権利と同時に責任を果たす行動であることを伝える。 自らの問題意識や行動すべき内容を自分の言葉で整理して、他の生徒に伝えられるようにする。	ワークシート



ワークシート ステージ3 こしょう(故障)?こしょう(誤使用)?どうしよう!!

月 日 () 年 組 名前

1. Web教材「火花が散る実験映像」では、どうしてドライヤーから火花が散ったのでしょうか。その理由を書きましょう。

理由：コードが断線しかかっているのに、ドライヤーを使い続けたから。

2. 1のような製品事故を起こさないために、どうすればよいでしょうか。警告表示や説明書を見ながら具体的な方法を書きましょう。

警告表示に書かれた通り、本体に電源コードを巻きつけない。コードが変形していたら、使用しない。

髪の毛が巻き込まれないように、本体を近づけすぎて使用しない。

電源を入れたままその場を離れない。

3. Web教材を見ながら、() に当てはまる言葉を書きましょう。

(ア) (製造物責任) 法とは、製造物の欠陥が原因で人や周りの物に被害を受けた場合に、損害を賠償する制度のことである。

(イ) ドライヤーで火災事故が起こった時など、(企業) は重大な事故情報を (消費者庁) に連絡する義務がある。

(ウ) 企業のお客さま相談室や消費生活センターに相談することは、消費者の (情報) が集まることでもある。相談という個人の (行動) が (社会) を動かす力をもつこともある。

4. Web教材を見ながら、自分ならどうするかを考えてみましょう。

(ア) 自分や家族、友人が、ドライヤーなどの製品を使っていて、「ヒヤリ・ハット」した経験を書いてみよう。
(お母さんが髪の毛を乾かそうとしたら、髪の毛が焦げたと言っていた。やけどをしたかもしれないと思った。)

(イ) (ア) のようなときに、自分ならどういった行動を取ればよいのか、教材で学んだことを踏まえて考えてみよう。
(家族が間違った使い方をしなかったか聞く。間違っていなかったら、消費生活センターに相談してみる。)

5. 「消費者の権利と責任」の歴史や内容について、() に当てはまる言葉を書きましょう。

(ア) 「消費者の権利と責任」は、1962年のケネディ大統領による「消費者の4つの (権利)」や、1982年の国際消費者機構(CI)による「消費者の8つの (権利) と5つの (責任)」などを通して確立されてきた。日本でも、2004年に成立した消費者基本法に「消費者の8つの (権利)」が明記された。

(イ) 8つの権利とは、(安全) を求める、知らされる、選択する、(意見) が反映される、(補償) を受ける、(消費者教育) を受ける、生活の基本的ニーズが (保障) される、健全な (環境) を享受する権利である。

(ウ) 「消費者の5つの (責任)」とは、(批判的意識) を持つ、(主張し行動) する、(社会的弱者) への配慮をする、(環境) への配慮をする、(連帯) する責任のことである。

6. 今回の学習を通して、「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ために、普段の生活でどのようなことができるのか、考えてみましょう。

製品を正しく使うことが、まず一番大切なことだと感じた。それでも事故が起きた場合は、消費生活センターに相談したり、メーカーや販売店にきちんと伝えて、原因を調べてもらうことも大事だと思った。自分に起きたトラブルを正確に伝えるための行動を起こすことが、自分や家族だけでなく、社会のためにもなることなのだ分かった。





ワークシート 消費者の権利と責任

月 日 () 年 組 名前

批判的意識を持つ責任



Web教材

SCHOOL

消費者教育を受ける権利

ヨーグルト

意見が反映される権利

選択する権利

知らされる権利

消費生活センター

安全を求める権利

主張し行動する責任

社会的弱者への配慮をする責任

HOSPITAL

補償を受ける権利

連帯する責任

基本的なニーズが保障される権利

環境への配慮をする責任

健全な環境を享受する権利

月 日 () 年 組 名前

1. 消費者の権利と責任について、() に当てはまる言葉を書きましょう。

消費者の権利とは、1962年のケネディ大統領による「消費者の4つの(権利)」や、1982年の国際消費者機構(CI)による「消費者の8つの(権利)と5つの(責任)」などを通して確立されてきた。

日本でも、2004年に成立した消費者基本法に「消費者の8つの(権利)」が明記された。



2. Web教材を見ながら、「消費者の8つの権利と5つの責任」について() にあてはまる言葉を書きましょう。

※①②③④は、ケネディの4つの権利

消費者の8つの権利	身近な例
①(安全)を求める権利	安全なドライバーを使うことができる。
②(知らされる)権利	本屋の店員が、本の特徴を教えてくれる。
③(選択する)権利	いろいろな店やいろいろな商品から、選んで買うことができる。
④(意見)が反映される権利	ヨーグルトやペットボトルなどの製品が消費者の声を受けて改良される。
⑤(補償を受ける)権利	正しく使っていたにもかかわらず、製品が原因でけがをしたら、企業に治療費を負担してもらえる。
⑥(消費者教育)を受ける権利	消費者教育 Web教材で、「消費者の権利と責任」の勉強をする。
⑦生活の(基本的ニーズ)が保障される権利	食料、水などの生活必需品が、いつでも好きな時に手に入る。
⑧健全な(環境)を享受する権利	農薬の大量使用を禁止し、土地や人間が悪影響を受けることがないようにする。

消費者の5つの責任	身近な例
(批判的意識)を持つ責任	商品の背景の理由を調べ、自分の言葉で説明できるようになる。
(主張し行動)する責任	商品の不具合を見つけた時に、企業に理由を言って交換してもらう。
(社会的弱者)への配慮をする責任	途上国の生活を意識して、フェアトレードの商品を購入する。
(環境)への配慮をする責任	環境に負荷のかからない方法で作られた商品を購入する。
(連帯)する責任	「ヒヤリ・ハット」したことを相談窓口で情報提供することで、ほかの消費者のトラブル防止につなげる。

3. 「消費者が権利を実現し、責任を果たす」ために、普段の生活でどのようなことができるのか、考えてみましょう。



商品を買うときには、どうやって作られてきた商品なのかをよく考えて買うかどうかを決めることが、消費者の責任を果たすことだと思った。また買った商品で事故が起きたときは、原因をよく調べて、単なる悪口ではない、正確な情報を、企業や行政に伝えることも大きな責任だと思った。それが自分以外の人たちの役にも立つし、社会を変えることにもつながると思った。一人ひとりのこうした行動によって、安全な商品を選択したり、環境や生活のニーズが守られる権利につながると思う。そのために、消費者教育の教材で学ぶ権利もあるのだと感じた。

▶当センター作成教材は、HP 東京暮らし WEB からご覧いただけます。

東京暮らしWEB

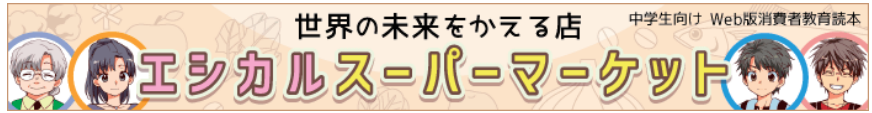
検索

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/kyoiku_web/

中学生向け



令和元年度



平成 27 年度（令和 2 年度一部改訂、令和 7 年度改訂）



平成 19 年度（令和 2 年度全面改訂）



平成 27 年度消費者教育読本作成検討会委員

小谷野 茂 美	東京都青梅市適応指導教室長
本 間 紀 子	四谷の森法律事務所 弁護士
秋 田 博 昭	教育庁指導部義務教育指導課指導主事
原 郁 子	品川区立戸越台中学校 主幹教諭
小野田 祥 子	板橋区立志村第四中学校 主任教諭

令和 7 年度消費者教育 Web 教材作成検討会委員

小谷野 茂 美	東京家政学院大学 客員教授
船 江 莉 佳	ホクレア法律事務所 弁護士
安 田 芳	教育庁指導部義務教育指導課指導主事
尾 櫃 かおり	目黒区立目黒中央中学校 主任教諭 (家庭科)
石 田 圭	世田谷区立弦巻中学校 主任教諭 (社会科)

協 力

特定非営利活動法人 ACE (エース)
(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE)
(公社) 消費者関連専門家会議 (ACAP)

編集・発行 東京都消費生活総合センター

〒 162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階
Tel 03-3235-1157

デザイン 株式会社セルコ

〒 150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-5-2
Tel 03-3409-8923

平成 28 (2016) 年 3 月	初版発行
令和 3 (2021) 年 3 月改訂	第 2 版発行
令和 8 (2026) 年 3 月改訂	第 3 版発行

カートくんの買い物 なびげ〜しよん - 「消費者の権利と責任」の社会-

Copyright ©2026 Tokyo Metropolitan Government All Rights Reserved